

令和7年 第11回

教育委員会定例会会議録

令和7年8月28日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2663号
令和7年第11回定例会

日 時 令和7年8月28日(木) 午前9時30分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博
	委 員	鈴 木 令 奈

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	佐々木 貴 浩
	学校教育部長	茂 木 英 雄
	教育長室長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教育総務係長	若 木 康 治
	教育総務係	畝 目 雄 太

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2659号 第6回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
- 2 港区学校文書管理規程の一部を改正する訓令について
- 3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 4 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

- 6 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について
- 9 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 11 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について
- 12 令和8年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書(一般図書)の採択について
- 13 令和8年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書(一般図書)の採択について

日程第3 報告事項

- 1 放課後児童育成事業(放課GO→おだいば)の利用時間の拡大について
- 2 港区スポーツセンタープールの改修工事及び港区立芝浦小学校屋内プールの開放について
- 3 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査結果について
- 4 港区立郷土歴史館防犯カメラ等の購入について
- 5 令和8年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について
- 6 箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事について
- 7 「港区立学校の卒業記念アルバム作成費補助金」の増額について
- 8 乳幼児一時預かり事業の実施に伴うにじのはし幼稚園一部園舎の使用承認について
- 9 港区国際理解教育プログラムの検討状況について
- 10 港区における中高一貫校の検討状況について
- 11 港区中学校海外修学旅行あり方検討委員会について
- 12 複線型授業の推進について
- 13 令和7年度港区奨学資金在学生一次募集の採用について
- 14 令和8年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 15 港区青少年委員の解任について
- 16 スポーツセンター11月臨時休館について
- 17 港区立青山運動場野球場ナイター照明塔プロテクターの改修に伴う休場について
- 18 後援名義等の7月使用承認について
- 19 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 20 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 21 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 22 図書館の7月分利用実績について
- 23 図書館・郷土歴史館の7月行事実績について
- 24 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について
- 25 9月教育人事企画課事業予定について
- 26 みなと科学館の7月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから令和7年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前9時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、鈴木委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 よろしくをお願いいたします。

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。日程第2、審議事項第1から第2までの2件、第4から第10までの7件、第12から第13までの2件については内容が重複しているところもございますので、一括して説明を受けてから質疑を行いたいと思います。また、報告事項第9から第13までの4件は案件の性質上、議事日程の順番を入れ替え、報告事項第26の後に順に報告を行いたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議はないようですので、そのように運営を行います。

日程第1 会議録の承認

○教育長 日程の第1「会議録の承認」に入ります。お手元の議事日程に記載した会議録につきましては承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。会議録については公開に向け、速やかに準備を進めてまいります。

日程第2 審議事項

1 港区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

2 港区学校文書管理規程の一部を改正する訓令について

○教育長 日程の第2「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第44号「港区教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」及び審議事項第2、議案第45号「港区学校文書管理規程の一部を改正する訓令について」までの2件について、一括して質疑を行います。説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、資料は審議1を御覧いただければと思います。内容については議案第44号及び45号ということで、案件の名称については先程ご紹介いただいたとおりでございます。内容についてですけれども、具体的には資料の1-3というものがございます。こちらを御覧いただければと思います。

教育委員会文書管理規程、及び学校における文書管理規程の一部を改正する規程になります。中身につきましては、今までは下駄版と一般的に呼んでいましたけれども、基本的には文書管理システムの中で決裁していくものなのですが、簡易な事項、軽易な事項に関しては判子による処理に限定して認めていたものであります。DXの活用ということで今回ノーコード・ローコードツールを活用いたしまして、決裁プロセスが分かって、どのような決裁内容か分かるということ、システム上で確認できるものを導入いたしますので、こちらに伴って、文書管理規程を改正することになってございます。

具体的には新旧対照表にございますけれども、今までは文書の余白に処理案を記載する方法としていたしましたが、その他の処理状況が明らかとなる適宜の方法ということで、システム上で決裁の状況が分かるということ、明記するという改正でございます。詳細については、参考資料の画面イメージを御覧いただければと思います。

簡単ですが、1と2のご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第44号及び議案第45号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議はないようですので、議案第44号及び第45号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第46号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第46号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 3を御覧ください。1ページ「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展「暮らしの中のお菓子展」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項番1(1)「名称」は「暮らしの中のお菓子展」です。(2)「開催期間」は、令和7年10月18日から12月14日までです。(3)「内容」です。本特別展では日本における菓子の始まりから近現代に至るまでの移り変わりを見ていくとともに、人々の暮らしと菓子の関わりについて紹介します。

項番2「観覧料」です。特別展のみを観覧する場合は大人400円、小中高校生200円。常設展と同時に購入した場合は大人600円、小中高校生200円です。参考として、観覧料一覧の表をつけてあります。参考資料1に今回の特別展のチラシ案を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第46号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第46項については原案どおり可決することに決定いたしました。

- 4 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 8 港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について
- 9 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第4、議案第47号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」から審議事項第10、議案第53号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」までの7件について一括して説明を行い、質疑をお願いしたいと思います。説明をお願いします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第47号、48号、49号についてまとめてご説明させていただきます。資料No. 4-3を使ってご説明させていただきます。本案は先般行われた第2回定例会で提案し可決した「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」と、区長部局所管の「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、関連する三つの規則を改正するものです。

初めに、項番1「目的」です。職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、関連する「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」、「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」、及び「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則」を改正します。

次に、項番2「主な改正内容」についてです。(1)(2)ともに以前の教育委員会でご説明した内容と重なるため、簡潔に説明させていただきます。まず、(1)「仕事と育児との両立に資する措置の義務化」です。幼稚園教育職員と会計年度任用講師のうち、妊娠等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対してアからウの三つの措置を講じることを教育委員会に義務づけます。

次に、(2)「会計年度任用講師への子育て部分休暇の導入」についてです。既に幼稚園の教員などの正規職員に導入されている子育て部分休暇を、会計年度任用講師にも導入します。対象者、承認時間、承認要件は記載のとおりです。

最後に、項番3「施行期日」です。施行期日は令和7年10月1日です。なお、区長部局においても同様の規則改正を行っております。

続きまして、議案第50号、第51号につきまして、資料7-3にて改正内容を説明させていただきます。初めに、項番1「目的」についてです。令和7年第2回定例会において、昨今の社会情勢における職員人材確保のため、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の議案を提出し、可決されました。条例の改正に伴い関連する「港区幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則」及び「港区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程」を改正します。

次に、項番2「改正内容」についてです。改正は2点です。(1)「支給限度額」。1か月当たりの通勤手当の支給限度額を、月額5万5,000円から月額15万円に引き上げます。

(2)「特別料金等相当額の支給要件緩和」。これまで職員が新幹線等を利用する場合、費用の2分の1または2万円のいずれか低い額を支給してきましたが、その条件を撤廃し、限度額の範囲内で全額支給します。また、新規採用及び人事交流等により支給要件を満たす場合に、新幹線等の利用に係る通勤手当を支給します。また、子の養育に係る事情のため転居した職員、介護の事情のため転居した職員、配偶者等と生活をともにするため配偶者等の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員に対しても、支給要件を満たした場合には新幹線等の利用に係る通勤手当を支給します。

最後に、項番3「施行期日」についてです。施行期日は令和7年10月1日です。

続きまして、議案第52号、53号について、資料No. 9-3にて改正内容を説明させていただきます。初めに、項番1「経緯」についてです。職員の仕事と育児の両立を一層容易にするため、港区職員の育児休業等に関する条例が改正され、部分休業制度が拡充されます。条例改正に基づき、期末手当規則及び勤勉手当規則に部分休業の条項を加えます。

次に、項番2「改正する規則及び主な改正内容」についてです。小学校就学前の子どもを養育する職員が取得できる部分休業について、これまでは時間単位のみ取得可能でしたが、条例改正に伴い今後は日単位での取得が可能となります。条例の改正に合わせ、規則においても期末手当及び勤勉手当の支給に係る欠勤等日数に係る条項に育児部分休業の文言を加え、文言を整理します。

次に、項番3「施行期日」についてです。施行期日は、令和7年10月1日です。

最後に、項番4「その他」です。区職員及び会計年度任用職員についても、同様の見直しが実施されます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの7件の説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 参考までに、新幹線で通勤されている職員の方は何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○教育人事企画課長 幼稚園教職員については、0名です。

○田谷委員 緩和しても0件で。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第47号から議案第53号について、原案どおりに可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第47号から議案第53号については原案どおりに可決することに決定いたしました。

11 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

○教育長 次に、審議事項第11、議案第54号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、議案資料No. 11、議案第54号「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」ご説明いたします。本件は、みなと科学館のプラネタリウムにおいて「星空コンサート」という特別投影を実施するに当たり、港区立みなと科学館条例第11条に基づき、その使用料についてご審議いただくものでございます。

項番1の「特別投影の内容」でございますが、「星空コンサート」という名称で、プラネタリウム内で星空の映像の中、生演奏を行うものです。実施回数は表の記載のとおり、10月4日及び12月7日の2回を予定しています。10月4日は琴、箏、笙、12月7日はギターによる演奏を実施します。定員は、いずれもプラネタリウムの座席数である121人といたします。

項番2の「使用料」でございますが、大人が1,000円、小中高生が500円といたします。こちらの算出根拠につきましては、資料の3ページ目の「特別投影の経費と使用料の算出について」の表の記載のとおり、出演料、職員人件費及び光熱水費の合計を、延べ予定来館数で除して算出しております。算出の結果1,072円となり、100円未満の端数を切り捨て、大人は1,000円、小中高生についてはその半額で500円といたします。なお、昨年度も「星空コンサート」を実施していますが、使用料は今回と同様でございます。

項番3ですが、10月の実施分については、サントリーホールと森ビル株式会社が主催する「ARK Hills Music Week」の一環として実施いたします。また、12月の実施分につきましては、独自のクリスマスコンサートとして実施します。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 昨年も実施されたということですが、大体どれくらいの人数が来られたのですか。

○教育指導担当課長 ほぼ満員ということで、100人程度入場していただいているところでございます。

○中村委員 定員が「121人」と書いてあるのですけれども、ほぼ毎回100人以上は入ったと。そういう理解でいいですか。わかりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第54号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第54号については原案どおり可決することに決定いたしました。

12 令和8年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

13 令和8年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について

○教育長 次に、審議事項第12、議案第55号「令和8年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」及び審議事項第13、議案第56号「令和8年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、2件一括して説明を行います。よろしくお願いたします。

○教育指導担当課長 それでは、審議事項12及び審議事項13についてご説明いたします。お手元に関連する資料を配布させていただいています。

まず、議案資料のNo. 12、議案第55号「令和8年度区立小学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」御覧ください。特別支援学級では小中学校とも区で採択した教科書、小学校の場合が一昨年度、中学校の場合では昨年度採択した教科書と、文部科学省が使用している星本と呼ばれる、このような形で星が記載されているものがございます。このような星本と呼ばれるもの、さらに市場で一般に売られている一般図書、こういう図書の中から、児童生徒の実態に応じて、選択して採択することとなっております。

法律といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定によりまして、教育委員会が毎年採択することとなっております。令和8年度の使用一般図書につきましては小学校の特別支援学級設置学校長より、表に記載の図書が教科用図書として使用するのに適している、使いたい、また使わせたいと思っている子どもがいるという調査結果がありました。これらの採択につきまして、ご審議の程よろしくお願いたします。

さらに、議案資料のNo. 13、議案第56号「令和8年度区立中学校特別支援学級で使用する教科用図書（一般図書）の採択について」を御覧ください。採択の仕組みにつきましては、先程の小学校における一般図書の採択と同様になります。中学校の特別支援学級の設置学校長より、表に記載の図書を使用したい旨の調査結果がありました。

これらの採択につきまして、ご審議の程どうぞよろしくお願いたします。簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○中村委員 ただいま資料を見ているのですが、この中に、例えば検定の対象となった教科書も含まれるということですか。

○教育指導担当課長 基本、検定に入っている教科書はこの中にはございませんで、要は基本的には特別支援学級においても一昨年度に検定した教科書を使用するのですが、子どもの実態に応じて、先程話をしました星本であったりとか、このような一般図書を使っても問題はないという形です。その一般図書の採択についてということで、今回提示させていただいているものでございます。

○中村委員 私が今見ていると、6年生の理科の教科書は文部科学省検定済み教科書ということで、普通の教科書でも使えそうな教科書なのですが。

○教育指導担当課長 こちらは一応参考で置かせていただいて、この3種類をご使用いただいているということで置かせていただいているものです。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第55号及び議案第56号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議はないようですので、議案第55号及び議案第56号については原案どおりに可決することに決定いたしました。

日程第3 報告事項

1 放課後児童育成事業（放課GO→おだいば）の利用時間の拡大について

○教育長 次に、日程の第3「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「放課後児童育成事業の利用時間の拡大について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 1を御覧ください。本件はお台場学園港陽小学校で実施しております放課後児童育成事業「放課GO→おだいば」の登録児童のうち、保護者が放課後の時間帯に不在となる児童につきまして、利用時間を18時まで拡大するとともに、おやつを無償で提供することについてご報告するものでございます。

項番の1「経緯」についてご説明いたします。「放課GO→おだいば」の利用時間は、現在17時までとしておりますが、退出した児童の中には、まだ保護者が帰宅していないということで台場児童館に行きまして、児童館で過ごしているという子どももおります。また、「放課GO→おだいば」では現在おやつは出しておりませんが、17時までの利用を希望しながら、それまでに児童がお腹が空いてしまうということで、早い時間に退出しているケースもありまして、保護者から改善を求める声は寄せられておりました。ほかの小学校の放課後児童育成事業に学童クラブを併設する放課後クラブにおきましては、登録児童のうち、保護者が放課後の時間に不在となる児童に対して、今年12月から、安全な居場所の18時までの提供と、おやつの無償提供を開始する予定となっております。

項番の2です。こうしたことを踏まえまして、「放課GO→おだいば」の登録者のうち、保護者が放課後の時間に不在となる児童につきましては、利用時間を18時まで拡大すると、あわせておやつを無償で提供することといたします。

項番の3「事業規模」です。必要な経費を記載しておりますが、おやつのお購入費や提供に必要な什器など、利用時間の拡大などのための人件費といたしまして、約85万円を第3回定例会に補正予算案として提出いたします。

「今後のスケジュール」です。区民文教常任委員会に報告した後、第3回定例会に補正予算案を提出いたします。補正予算の成立が前提となりますが、11月には保護者への周知と18時までの利用、おやつ提供の希望者の登録を開始いたしまして、12月から開始する予定となっております。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 現在お台場地区で「放課GO→」を利用されている児童は、何人くらいですか。それから、18時までになった場合に、それが何人くらいですか。それからあと、おやつの内容を参考までに教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「放課GO→おだいば」の現在の登録児童数といたしましては100名を超えているのですが、大体1日の平均の利用者数、「放課GO→」に来る子は十数人となっております。18時まで利用を拡大しても人数的には余り変わらないかなと見込んでおまして、その辺りの人数で今後も推移していくのかなと考えております。ちなみに、おやつとしてはチョコレートですとかクッキー、せんべい、ラムネなど個別に包装されているものが基本になろうかなと思っております。また、麦茶、ジュース、プリン、ゼリー、ヨーグルトなど。そういったものもお出ししていくことになるかなと、今考えているところです。

○田谷委員 人数の件は分かりました。どこも大体登録者数は割と多いのですが、利用者数は若干少なくなるのかなと思っております。おやつに関しては年齢にもよるし、1年生と6年生で食べる量は違うと思うし、内容は大体今おっしゃっていただいたものでいいと思うのですが、給水に関しては、現在からの規定は今の程度、どういう状況になっているのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 水分補給につきましては、現在適宜それぞれのお子さんの判断で飲んでおりますし、また状況を見てスタッフからの声かけもやっております。脱水症状に決してならないようにということで、気をつけて見ております。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○田谷委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今の給水についてお伺いしたいのですが、こちらは水筒の持参という形で今は運営されている感じでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおり学校にも水筒を持ってきている子どもたちがおりますけれども、そのまま「放課GO→」でも持参した水筒からお茶なりお水を飲んでいるということです。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 基本的なことですみません。お台場には学童クラブが併設されていないから5時までになっていたという実態があるのだけど、「放課GO→」には学童クラブが併設されているのが一般的なのでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、学童クラブにつきましては、保護者の就労等の事情で子どもが下校した後に家庭での保護を受けられない子どもの生活の場としておりまして、放課後児童育成事業という「放課GO→」はその条件ではなく、小学校の子どもたちが放課後の時間を安心して過ごす場所ということで、それに保護者の就労等の事情で保護を受けられない子の居場所ということも含めて、学童クラブ機能も併設した形で「放課GO→クラブ」と呼んでおりますけれども。お台場につきましては、港陽小学校のすぐ近くに台場児童館がありまして、学童クラブが設置されております。また、そのお台場の学童クラブにも定員に空きがありますので、これまでお台場につきましては「放課GO→」に学童クラブを併設していなかったという事情があります。

○中村委員 お台場は、特殊事情でそういうことになっていた。だけど、ほかの「放課GO→」は全て学童クラブが併設されているということでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、お台場以外の「放課GO→」は学童クラブ機能が併設されております。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 念のために、一応今アレルギーのお子さんが非常に多いと思うのです。例えば卵が駄目だったりとか、小麦が駄目だったりとか。その辺はおやつを出すときはもちろん注意されていると思うのですが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、先程のスケジュールのところで申し上げた、保護者の登録の際にアレルギーに関しては事細かくチェックするということと、それに基づいておやつ購入時のアレルギー表示の確認ですとか、当然提供の際にはさらにお子さん一人ひとりのアレルギーに応じて、提供するものがちゃんとアレルギーを除いたものになっているかのチェックをしながら提供するということと考えております。

○田谷委員 なぜそう申し上げたかという、低学年だと多分自分のアレルギーがよく分かっていないし、それから例えばその子には卵アレルギーがあるから卵の成分がないものをあげていたとしても、隣の子がそれを食べていたりするとやはり子どもは手を伸ばして、万が一そうなった場合の対応と、それからそういう緊急事態が起こった場合の対応に関してはいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおり低学年の子が特に多く利用がありますので、まずは登録時にしっかりと保護者から確認するということと、確認した内容で間違いなくおやつを提供

するために、今回人件費も計上しまして体制を厚くするということがございませう。それでも万が一一起こってしまった場合は、エピペン研修を受講済みの指導員を含めた体制でやるということで、迅速に適切な処置ができる体制を組んでいこうと考えております。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 大分前に私が利用していたときは、お菓子を持参して行って袋に入れてそれを置かせていただく形だったのですが、現状は持参して持っていく人は完全になしで運営されていらっしゃるのでしょうか。それを一つお聞きしたいのと、エピペン講習を受けられるのはもちろんのことだと思っておりますけれども、放課後に利用されている方は皆さんエピペンを持参されているという認識でよろしいのですか。それとも小学校みたいに保健室に保管させてもらうケースがあるのかという、その整理を教えていただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 現在は、おやつを持参していることはございません。特に、子どもそれぞれが持ってきた自分のおやつは置いていない状態です。エピペンにつきましては、保健室にあるものを使わせていただくということで、放課後の運営をしているところです。

○教育長 よろしいですか。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツセンタープールの改修工事及び港区立芝浦小学校屋内プールの開放について

○教育長 次に、報告事項の第2「港区スポーツセンタープールの改修工事及び港区立芝浦小学校屋内プールの開放について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付資料No. 2を御覧ください。スポーツセンタープールの健全度調査の結果を踏まえまして壁・天井地下等の改修工事を実施すること、及び工事期間中の代替として芝浦小学校の屋内プールを開放することについてのご報告となります。

まず、項番の1「経緯」について、改めてになりますけれども簡単にご説明いたします。6月12日の教育委員会にてご報告いたしましたとおり、スポーツセンタープールの健全度調査の結果、壁・天井地下等にさびや腐食の発生などが判明いたしました。プールは7月28日から一時的に利用を再開しておりますけれども、できるだけ早期に改修工事を実施することが必要です。

続きまして、項番の2「プールの緊急工事について」です。年間で非常に多くの利用者がおります需要の高い施設であることを考慮いたしまして、工事の準備期間や施工期間をできるだけ短縮するため、建物の元施工者であり健全度調査を実施した鹿島建設株式会社を相手方といたしまして、設計等の手続を経ない緊急工事として、随意契約により工事を行う予定です。工事費用は、税込みで8,910万円を見込んでおります。工事期間ですが、今年の10月から令和8年8月までの10か月間の見込みです。こちらは10月、この後出てまいりますけれども、第3回定例会の補正予算成立後すぐに契約手続にかかりますので、その期間を含んでおります。実際にスポーツセンタープールでの現場での工事は、年明け1月頃からの予定となっております。

また、この緊急工事に合わせまして、本来来年度、令和8年度の前半に予定しておりました更衣室の床の改修工事、それから照明のLED化工事、また今回空調設備の不具合も劣化の要因の一つとして見られましたので、空調設備の改修工事を別途行います。このプールの利用休止期間を緊急工事の期間と合わせまして、プールの利用休止期間は令和9年3月下旬までとなる予定です。

続きまして、項番の3「芝浦小学校屋内プールの開放について」です。長期にわたってスポーツセンターのプールの利用を休止することになりますので、工事期間中の代替の施設として芝浦小学校の屋内プールを開放して、区民のスポーツの場を確保すると考えてございます。開放期間ですけれども、スポーツセンタープールの現場での工事が始まります令和8年1月頃から、緊急工事とはまた別の更衣室床などの工事が完了する令和9年3月下旬までの予定としております。開放する曜日、時間の具体につきましては、今後学校と調整の上決定してまいります。開放に係る経費は、光熱水費を含めまして令和9年3月までの分として約7,200万円を見込んでおります。

項番の4「予算措置」につきましては、緊急工事、芝浦小学校屋内プールの開放、いずれも第3回定例会に補正予算案を提出いたします。いずれも契約期間が令和8年度に及びますので、債務負担行為も併せて設定いたします。

「今後のスケジュール」です。区民文教常任委員会で報告した後、定例会に補正予算案を提出いたしまして、補正予算が成立いたしましたらすぐに緊急工事の契約締結に動いてまいります。芝浦小学校プールの開放に当たりましては、11月には港区立学校屋内プールの使用に関する規則を改正する必要がございますので、その頃に教育委員会にてまたご審議、ご決定、規則改正についていただいた上で、年明け1月からプールの開放とスポーツセンターの現場での緊急工事を開始いたします。工事は、更衣室床などの別途工事を含めて令和9年3月に完了予定となっております。4月にはスポーツセンターのプール利用を再開する予定としております。なお、より詳細なスケジュールは別紙にてお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。説明は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○**中村委員** 代替で芝浦小のプールを使うということなのですが、具体的に開放曜日とか時間はまだ決まっていないのですが、実際にスポーツセンターのプールが15か月間使えなくなることで、その期間にセンターのプールを使いたいと思っていた人が代替のプールでどれくらいカバーできるとお考えですか。

○**生涯学習スポーツ振興課長** まず、スポーツセンターのプールですけれども、7月28日から利用を再開しまして、やはり人気が高い施設ということで、8月21日までの1日の平均利用者数は700人弱で、一番多い日ですと、1日で1,000人を超えた日もございます。

学校のプールでそこまでの人数を収容することはなかなか難しいのですけれども、たまたま今年度の夏から開放を開始しました芝浜小学校がスポーツセンタープールの利用休止と重なりましたので、かなりの利用があるのかなと見込んでおりましたが、1日当たり平均で大体60人から70人となっておりますので、同じ建物内にあるプールとはいえスポーツセンターのプールとは利用者数にかなり開きがございます。芝浦小学校を開放してもそれくらいの利用者数なのかなとは見込んで

おりますけれども、ただ単純に数字を照らし合わせるとスポーツセンターのプールの利用者数をそのまま収容ということはなかなか難しいものではございます。

○中村委員 私も何度か子どもが小さい頃に行ったことがあるので、特に夏休みとかはすごく混んでいたんで、学校のプールを確保したからといってフォローできるのかなと思って、疑問に思って今聞いたのですけど。

となると、行けなくなった人はやはり区のプール以外の、港区には関係ない施設とかにも行って、実際は代替設備を使うというのが実態なのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 一人ひとりの動向までなかなかつかんではおりませんが、傾向を見ておきますと、スポーツセンターの場合は一度中に入るとプール以外にも、プールに入ってそのままジャグジーを使われたりですとか、プールから出てそのままトレーニングルームに行かれたりですとか、そうした利用が可能ですので、そこで人気が高いというのもあるかと思われま

す。

学校については、学校のプールに入って終わりというところもありまして、そのままプールが使えないから学校に行かれているか、よそのプールに行かれているか、あるいはプールは諦めてその期間はトレーニングルームを使われているかといった使われ方をされているのかなとは見ているところでは。

○中村委員 今回の工事費用で8,900万円。9,000万円近い費用がかかると。芝浦小のプールを開放するのに7,000万円と少しかかるということであれば、この二つを合わせるとやはり1億6,000万円くらいの費用が出るということですよ。結構大きな出費だと思うし、前回確かこの事故の原因みたいな話もあったと思うのですけど、これはもともとなぜこういう劣化が起きたか。いわゆる経年劣化ではなくて、やはり何らかの欠陥があったのが原因だったという記憶があるのですけど、そこはどうでしたか。もう1回説明を求めることになるかもしれない。

○生涯学習スポーツ振興課長 オープンから10年半くらいでこれ程劣化した原因といたしまして、大きく二つ見えております。一つは、建築面の要因でして、設計段階ではさびを防止するために鉄骨部材にさび止め塗装をするということと、あとセメント板で部材をしっかりと囲うことで、プールの中の湿った塩素を含む空気が部材に直接触れないようにすることになっておりましたけれども、今回の調査でセメント板に隙間がありまして、結局その隙間の部分からプール室内の空気が部材のところに流れ込んで、部材に湿った空気が触れてしまっていたということがございました。それによって、天井ですとか壁の内部のさびの発生、それから耐火被覆剤の劣化、さびがひどいところはさらに腐食が見られまして、そういったことにつながっていたと考えられます。

もう一つ、管理運営上の要因がありまして、今回の調査で空調機器もかなり経年劣化していたことが分かりました。設置時よりも機能が相当低下していたと考えられまして、プール室内の湿度が本来あるべき湿度よりも高かったと想定されます。これによって発生したさびの進行もかなり早まったのではないかということで、以上2点の要因が考えられるということです。

○中村委員 前者は、設計上は問題なかったのだけど、設計書どおりに施工されなかったと理解していいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○中村委員 後者の理由は、いわゆるその結果によって、より早く空調も機能が低下してしまったと、そう理解していいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 空調の機能の低下につきましては、建築面とは余り因果関係は見えておりませんが、建築面のセメント板の囲うところに隙間があったことによって、本来中で囲われていたはずの部材のさびの発生ですとか腐食が起こってしまって、なおかつ空調の機能の低下によって、さびの進行ですとか腐食が早まったり、よりひどくなったというようなことで考えております。

○中村委員 空調がよくなかったというのは、部材に隙間があったのとは関係ないということですか。

○教育長 経年劣化だよな。

○中村委員 空調は経年劣化なのね。なるほど、分かりました。今お聞きしていると、やはりもう少しちゃんと工事というか建築がされていれば、本来はこういう事態がこの時期に起こることはなかったのではないかと。ということになると、先程施工者の法的な責任という話が出ていましたけど、どうなのでしょう。瑕疵担保責任とか不法行為で行くと、確かに瑕疵担保の場合には契約で期間が制限されている。不法行為だと、3年という短い時効期間がある。

だから、もう10年以上前の工事なのでなかなか法的責任を追及することはできないというのは、理屈は分かるのですが、どうなのでしょう。施工にミスがあったということであれば、結局債務不履行責任という契約違反をしたのだということによって法的な構成をして、その損害が今年の2月に現実化したのだということを考えていくと、私が弁護士として一般的に考えると、法的責任を追及することは可能なのです。

もし施工ミスがあったとして、契約違反があったという構成で行ったら、法的な責任を追及できそうな。私は資料を何も見ていないので分からないのですが、さっきの説明だと、瑕疵担保と不祥所見に関してやっていくと厳しいかもしれないけれども、そういう方向でもう少し相手に責任を追及できる余地もあるのではないかと気がしました。

私の感想として聞いていただければとは思いますが、以上です。

○教育長 では、私から。こちらは工事管理をちゃんと別途契約していて、内容については確認しながら進めていった上で、完了検査も行われている状況があって、その中で我々の方でもやはりそれをちゃんと確認して対応すべきところがあったということも一つあると思いますので、完全に相手方だけのミスだと言い切れることでもないのかなと我々としては認識しているところです。

また、先程の空調に関しても、劣化もありましたけれども、やはり運用面で本来室内が風圧とか静圧のどちらになるのだということがあって、設計上ちゃんと担保されている状況になっていなかったというのも実はデータ上で出てきておりますので、そういった環境面、運用面の部分であった

り、我々の検査の部分でやってきたものと、そしてやはりその内容を両方とも見た上でご相談させていただき、やはり今回の瑕疵担保の関係については難しいだろうという判断を頂いたところでございます。

もう少し詳しいことについては、別途ほかのところで説明させていただいてもいいかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 今回の追加の費用は、先程お話があった工事関係の費用と、芝浦小学校で対応する部分の費用ということですが、実際の損失と考えると、実はそれ以上になる訳です。つまり、芝浦小学校を代替で使う人が少ないと考えると、年間の利用者から芝浦小学校を使うだろう数千人を差し引いたくらいの人たちが、要はスポーツセンターのプールを使っていたことで得ていたありがたみの価値が、その間全部失われることになる訳です。つまり区民や区で仕事している人たちに対して、区が提供していたサービス、それによって利用者が得られていた便益が大きく失われた。その価値を合わせると、相当な損失額になる訳ですよ。ですから、やはりそこも含めて、ここは考える必要があるだろうというのが一つです。

そうすると、やはり施工会社に対してももっと厳しい姿勢で対応してもいいのではないかと思います。先程空調の経年劣化を一つの要因として挙げていらっしゃいましたが、しかし、あのスポーツセンタープールを運用する中で毎日プール内の温度、湿度は管理していたはずで、ある意味で常識的な温度、湿度でプールがそれなりに使われていたと考えると、余り経年劣化の影響ということにはできないのではないかと考えます。もちろん機械が劣化していても、かといってプールの中の温度や湿度は過度に常識から外れるものになっていた訳ではないですよ。だからこそ、利用者が快適に使えていた訳です。と考えると、まず一つは空調の経年劣化の責任にはしづらいのではないかとというのが一つです。

それからもう一つは、確かに施工管理にも問題があったかもしれないけれども、それは一つはさび止めだとかセメント板でどう囲うのかという設計上の問題。それで十分なのかという設計上の問題と、それから実際にそれで大丈夫だとしてもそれを適切に施工したかどうか。片方でそれをどう管理したかというのがありますが、では、もし施工管理側に問題があるとしたら、施工管理会社にもあわせて「適切な施工を管理していなかったではないか」と言わなくてはいけなくなるのですよね。

だから、そういう意味では、逆に施工管理に問題があったという認識になれば、施工管理会社に対しても責任を求めるといえることがあっていいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

これは、実は屋内のプールなんて色々な学校の校舎も含めてあちこちであって、こんな10年くらいで例えば部材に腐食が起るとか、やはり普通はあり得ないですよ。だから、そこについてはきちんとおいておいた方がいいのではないかと。

もう一つは、では今回のことについて鹿島は自分たちのやったことについての過失というのかな、それをどの程度今認識しているのかと。それが認識できていないとすると、法的に責任を問うかどうかは別にしても、今後の随意契約の中での対応についてもしっかりと誠実な対応をしてもらえないのではないかと懸念が出てきますから、その認識がどうかということも併せて教えていただければと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず、冒頭におっしゃっていただいたとおり、単に工事費だけの問題ではなくて、このプールの利用休止期間、また工事によってさらに利用休止することになりますので、具体的な数字で出せるのは、例年の利用料金の収入と照らし合わせてその間それだけの料金を得ることができないという損失になりますけれども、そうしたものはございます。

それで、温度、湿度の関係で申し上げますと、確かにスポーツセンターの指定管理者の方で適切な運用に努めてはございましたけれども、なかなかここは空調だけの問題なのか難しい面もございましたが、本来実現すべき室内の温度ですとか湿度がなかなかうまく行かない部分もございました。そうした日々の温度、湿度の設定をうまく変えながら運用していながらも、そうした理想どおりにはなかなか行かない状況が日々続いていた中で、空調の機能低下も相まって部材の劣化の進行を早めてしまったことも考えられますので、一概に工事の施工だけが原因ではないというところから、事業者との協議も行っております。

ただ、申し上げたとおり瑕疵担保期間を過ぎていながらも、やはり施工面で不備があったというところは、施工者である鹿島建設もしっかりと認識しておりまして、法的な根拠に基づいてそれを追及するのは難しいのですけれども、鹿島建設では社会的、道義的な責任を感じて、今回の改修工事に当たっては「工事費を一部負担します」と申出を受けたところでございます。

○山内委員 今の空調がうまく管理できていなかったということについて一つ確認ですが、一般的には新しいビルを建てたときの空調機の、更新まで継続して使う期間は何年くらいを見込んでいますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 空調機器の更新につきましては、概ね15年程度ということですが。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味では、まだ常識的な期間の中で起こっている訳ですよ。つまり、過剰に長く使い続けているということではない訳で。そうすると、ある意味一般的に想定される経年劣化の範囲であって、まだ更新の必要な時期まで、それをはるかに長く使っている訳ではないということがまず前提としてある。

そうすると、本来は設計側はプールという極めて湿度管理、温度管理の難しい環境の中で、鋼材とかの劣化などもないようなコンディションをどう維持するか。それは、設計面の工夫と、片方では空調管理の工夫と、両方をきちんと見ながら設計する。両方の組み合わせを考えると、それは当然のことなのです。だから、そういう意味では、やはり最初の段階の設計の問題は大きいのではないかと思うのです。つまり、空調の問題がうまく維持できなかったからというのを理由にするのはおかしい話で、それも含めて設計は両方のバランスを組み合わせたと考えたと思うのですが、その点はいかがですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 設計面に関しての当初の設計意図、それからそれに基づいてどういった設計がされたか、それが意図どおりに施工されたかにつきまして、特に今ご指摘の設計の部分に関しましては、今手元にございませんで一旦お調べをして回答させていただくということをお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 今回の空調管理の面でお伺いしたいのが、日常的な適切な管理ができていなかったということですが、管理者側の人為的なミスが何か発生していたのかどうかだけ教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 人為的なミスとは捉えておりません。スタッフがいわゆる本来あるべき温度、湿度になる設定は日々試みておりましたので、それが現実にはなかなかうまく行かなかったといった実情でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。この報告は以上とさせていただきます。

3 運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査結果について

○教育長 次に、報告事項の第3「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査結果について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 3を御覧ください。本件は、昨年度から実施しておりました「運動・スポーツの実施場所等に関する需要調査結果について」ご報告するものでございます。

項番の1「調査概要」について、改めてご説明いたします。子どもをはじめとしました区民等の運動・スポーツに関する詳細な意向やニーズを把握して、今後のスポーツの実施場所の確保・充実に向けた検討への活用を目的に調査を行いました。実施期間は、アンケート調査票の調整から回答のまとめ、報告書の調整を含めまして、昨年12月から今年の7月までとなっております。調査は、民間企業が保有するスポーツ施設等の立地状況などに関する調査と、区立小中学生、高校生、大人、施設利用者に対するアンケート調査の二通りの方法で実施してございます。

項番の2は2ページになりますけれども、調査結果のまとめについてですが、こちらはPDFの11分の5ページになろうかと思えます。資料3-2から、「調査結果の概要」を御覧いただいて、それを用いてご説明させていただきます。

11分の5ページ、左側ですけれども、先程ご説明した内容とほぼ同様ですが、(4)で区内の民間スポーツ施設の立地状況を種類別に記載しております。多くは筋力トレーニングですとか、有酸素運動をメインとしたトレーニングジムとなっております。なお、スポーツ施設の保有状況について、回答がありました区内企業30社のうち、4社がフィットネスジムやグラウンド、体育館を保有しているということでしたけれども、社員の専用施設ということで、今後も区や区民の利用に供する意向はないと回答がありました。トレーニングジムにつきましては、区内に非常に数多く

あって充実はしておりますけれども、グラウンド、体育館を民間の企業からお借りすることも今はなかなか難しい状況だということが分かっております。

11分の6ページを御覧ください。アンケート調査は対象が多岐にわたりましたので、ここでは各対象の結果のまとめ、及びスポーツで利用している場所ですとか、やりたいスポーツ種目などを10のトピックでまとめた内容について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。調査の結果、予約が取りづらい、混雑しているなど、スポーツ施設の不足感については改めて浮き彫りになりました。また、プールの拡充ですとか、公園で気軽に運動できることを望む声が多いことも分かっております。

次に、トピックの(1)運動やスポーツで利用している場所につきましては、小学生において学校以外では公園を利用している児童が多いことが数字でも出ております。

次に、7ページを御覧ください。トピックの(2)「スポーツで利用したい場所」につきましては、当然ながらスポーツ施設のニーズがあるということに加えまして、若い年代で公園でスポーツしたいという意向が多くありました。自由記述におきまして、公園でキャッチボールですとかサッカー、サッカーといっても何人かでボールを蹴ることをイメージしておりますけれども、バスケット、1on1ですとか3on3くらいのものかなとはイメージしております。そうしたことができるといいなといった意見を小学生、また40代、50代の方が記載されております。

次に、9ページ、(6)「運動場所を選ぶ理由」を御覧いただきまして、こちらは年代ですとか現在主に利用している施設を問わず、自宅などから近いこと、料金を重視しているという傾向が出ております。自由記述では、区立のテニスコートの確保が難しいので民間のスクールに通っているという意見もございました。

次に、10ページ、(8)「利用するスポーツ施設への不満」というところでは、民間施設も含めまして施設ごと、競技ごとでどちらも混雑しているという回答が共通して多くなっております。

続きまして、11ページ、(9)「区立スポーツ施設に求めるもの」といたしましては、スポーツ団体においては区内に多くスポーツ施設を整備してほしいと。まだまだ足りないということで希望が大きかったということと、プール利用者につきましては区内のプールの拡大をと望む方が多かったという結果となっております。

最後に、(10)「区立スポーツ施設以外に求めるもの」といたしましては、先程のご説明と重複しますが、若い年代において公園などで気軽にスポーツができるようにという希望が比較的高かったということ。また、小中学生の公園への要望としてはアスレチック、それからバスケットボールや、ボール遊びができる場所という回答が多くありました。また、運動以外ですと、カフェを選んだ小中学生が多くおりました。

調査の結果については以上ですが、今回の調査はそもそも大きなスポーツ施設を新たに整備することが難しい港区におきまして、既存の場所をこれまで以上に有効に活用することを検討していくために、区民の細かな意向ですとかニーズを探ろうということで実施したものでございます。

結果を踏まえまして、今後は公園の運動場所としての活用について公園を所管する部署と協議していくこと、それから屋内プールが設置されているもののまだ一般開放していない学校のプールの活用ですとか、先月の教育委員会でご報告させていただきました「OASIS RAFFEL 青山」のプールを今年度5回お借りして区民に開放するというのもやっておりますけれども、そうした民間フィットネスクラブの活用も今後考えていければと思っております。また、区立スポーツ施設の利用枠の拡大を検討するなど、区民のスポーツ環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 こちらの5ページのところで私立の、民間の施設の数公表されているかと思うのですが、実際にマンション内のプールとかはたくさんありまして、例えばうちのマンションであれば、利用者がほとんどいなくてプール自体が大赤字なのです。金額的にも300円とか200円くらいでやっているのですが、逆にプールを潰して他の施設をするようにしようとか、そういうことを検討したりもしている状態で、もちろん住んでいる人しか基本的には使用できない。住んでいる人と一緒に来た人は利用できるという環境なので、民間の施設という意味とは違うのですが、今新しく建っているマンションでプールを保有しているところもかなりあると思います。

かつ、少し前に加圧トレーニングがはやりましたけど、今マシンピラティスが非常にはやっていて、自分のマンションではなく色々なマンションの中にも、個人のマンションの一室でマシンピラティスをするのが結構増えてきているかなという印象をかなり受けているので、スポーツをする場所がないというのはそこまで深刻な程ではないという認識を私は持っています。

子どもたちのスポーツの部分だけでいうと、皆さんマンションの集会室を利用して、例えば一つのチームがあつたら、学校施設が使用できないので大きい子たちは体育館を使わせていただいている。それでも場所が足りなく、利用できないので区外に行っているという利用状況の中で、もっと小さい子、初期の幼稚園生とか小学校の低学年生は、色々なマンションの集会室を借りて利用している状況なのです。なので、マンションから苦情が来る場合もありまして、利用の仕方とかそういうものもかなり厳しくなっているのです。なので、調査の分母と言いますか、それがずれているかなというのが私の印象です。

なので、全体的に区民がそんなに困っているかというのが少しずれている気がするのですが、民間のマンションの部分はどう認識されているのかを教えてくださいたいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 貴重な情報、ありがとうございます。今回民間のマンションにつきましては調査対象に含めておりませんでしたので、今のお話はしっかり受け止めて、今後調べですとか、そうしたところを活用していけるのかといった検討も含めて受け止めさせていただきます。

子どもたちがマンションの集会室を使われているということも、今伺いました。先程は公園のことを申し上げましたが、公園以外にも区内の区民協働スペースですとか、青山生涯学習館ですと

か、稼働率がそれ程高くない場所。いわゆる教室のような場所ですと、できることに制限はありますけれども、同じように体を動かせる場所として使えるのではないかとということで、現時点ではスポーツ用途ではない区の施設につきましても運動場所として使うことができないかというのは、それぞれ所管している部署と今後協議していきたいと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 今のご指摘に絡めていくと、結局区としてスポーツの環境はどこまで用意しなければいけないのでしょうかというところに行き着くと思うのです。全部の人たちの希望を満たすことは当然できなくて、どこを選択的にこれからやっていくかを、こういう調査を踏まえて考えていかなければいけない。

例えば所得のある人たちが、自分のマンションにプールがあります、ジムがあります、あるいは所得のある人が、自分でお金を払ってフィットネスクラブに行きます。そういう人たちは、ある意味でそれでいい訳です。逆に、そうではなくて、例えば所得とか色々な環境の中で十分にスポーツを楽しめない、あるいはこれからもっと幅広くスポーツに親しむ中で発育していかなければいけない子どもたちとか、あるいは今後介護が近くなってきている人たちに対しての支援、そこはどういうところを対象にするのかを考えなければいけないということなのだと思うのです。

ですからこの調査で終わらせないでやって、どう、回答の背景によって層別しながら、最終的には区としてどこにアプローチするかと。そこをぜひ考えていくべきだと思いましたが、いかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。まず、例えば野球ですとかサッカー、あるいはバスケットボール、バレーをやる大きな体育館、グラウンドは確保がなかなか難しいのはもう分かり切っていることではありますので、それ以外のスポーツ・運動を、いかに区内でできる場所を増やしていくかを検討していくための調査として実施いたしました。申し上げたとおり、今スポーツ用途ではない区の施設もうまく活用できるような検討を進めまして、おっしゃっていただいたような、誰に、何のためにスポーツしていただくかを見定めて、場所の確保と、あるいは場所の確保だけではなくて、場合によっては区としてその場所を使って何かプログラム、メニューを用意する必要も出てくるかと思っておりますので、そうしたことも含めて検討してまいります。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 港区立郷土歴史館防犯カメラ等の購入について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「港区立郷土歴史館防犯カメラ等の購入について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立郷土歴史館防犯カメラ等の購入について」ご報告いたします。本日付報告資料No. 4を御覧ください。

「報告内容」です。郷土歴史館に設置している防犯カメラ等について、メーカーによる保守対応の終了に伴い、防犯カメラ等を購入します。

項番1(2)購入物品の台数は、屋内用防犯カメラ84台、屋外用防犯カメラ19台、レコーダー2台、その他周辺機器一式です。写真は、今回購入する予定の防犯カメラとなります。

項番2「今後のスケジュール」です。物品の購入議案については区議会の議決が必要なため、令和7年第3回港区議会定例会に提出いたします。また、防犯カメラは令和8年3月から郷土歴史館で使用を開始します。

報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和8年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について

○教育長 次に、報告事項の第5「令和8年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 5を用いましてご報告させていただきます。「令和8年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制について」でございます。区内に住所があり、令和8年4月に入学する新1年生が対象となります。希望できる学校の範囲については例年同様、小学校については通学区域内または隣接する学校。中学校については、通学区域内またはその他の区立全中学校となります。受入れ可能数ですが、各学校の教室などの状況を鑑み、学校と調整を踏まえまして受入れ可能数を定めております。なお、今後通学区域の入学人数の増加が見込まれる場合には、受入れ可能数を増やすこともございます。

続きまして、2ページ目、「抽選の実施について」でございます。受入れ可能数を超えた場合の対応ですが、昨年度来と変更はございません。

また、「抽選順位の優先について」です。こちらも昨年度来と同様となります。兄・姉優先や国際学級への入学、入級条件を満たす児童、仮移転中の御田小学校通学区域にお住まいの方が、自宅からの距離で選択希望校の方が近い場合において、順次抽選順位を優先してまいります。

次に、「芝浜小学校の通学区域変更に伴う経過措置」についても、学域変更を本年4月1日から実施しておりますので、昨年度募集と同様に経過措置を設けております。

また、補欠登録、再選択については、変わらず抽選結果の順位がそのまま補欠登録繰上げ待ちの順位となります。補欠登録期限内であれば補欠登録を辞退し、抽選実施校以外で受入れ可能数に達していない学校から再選択ということも可能となっております。

最後に、「今後のスケジュール」です。学校選択希望票の発送は10月3日を予定しております。その後教育委員会でのご報告の後、順次記載のとおり応募状況の公表、抽選実施、就学通知書の発送を行ってまいります。なお、補欠登録期限は小学校が1月30日、中学校が2月27日となっております。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事について

○教育長 次に、報告事項の第6「箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 6を用いましてご報告させていただきます。港区箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事についてです。港区立箱根高原学園について、港区の公共施設ファシリティマネジメント計画に基づきまして大規模改修工事を行うものでございます。本件につきましては、昨年6月の本委員会にて大規模改修に伴う臨時休館を行う旨をご報告させていただいたところですが、このたび実施設計と工事の概要が確定しましたので、改めて重ねてご報告させていただくところであります。

項番1「工事期間」については、記載のとおりで変更はございません。

項番2「工事概要」です。主に4点ございます。建築工事として外壁・屋上防水等の全面改修、電気設備工事として受変電設備等の機器や配管配線等の全面改修、機械設備工事として空気調和設備等の機器や配管等の全面改修を実施いたします。また、別紙2、3で写真をつけておりますが、浴室へのリフト配置、階段の点字ブロック、手すり増設等のバリアフリー化改修、さらに移動教室・夏季学園等利用者の増加に備えた宿泊室の増設を行います。

項番3「工事に伴う臨時休館期間」と、項番4「大規模改修工事期間中の対応」ですが、昨年度ご報告させていただいたとおり、学校の移動教室実施期間に重ならない形での期間設定としております。ほか、社会教育団体等の利用は休止することとしております。影響を受ける学校以外の利用団体に対しては、広報みなど、箱根ニコニコ高原学園ホームページ、区ホームページ、申込受付時の案内等により遺漏なく周知いたします。

「今後のスケジュール」としては、本日のご報告を経て令和7年第3回港区議会定例会にて工事契約議案として出す予定としてございます。

雑駁ですが、ご報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 「港区立学校の卒業記念アルバム作成費補助金」の増額について

○教育長 次に、報告事項の第7「『港区立学校の卒業記念アルバム作成費補助金』の増額について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「『港区立学校の卒業記念アルバム作成費補助金』の増額について」報告書のNo. 7を御覧ください。

項番1「趣旨」です。区は、卒業記念アルバムの作成主体として保護者等から成る卒業対策委員会等に対し、アルバム作成に係る保護者負担軽減のため、補助金を交付しております。今般の物価高騰を背景に、卒業記念アルバムの作成経費は年々増加しており、区に対して補助金の増額に関する要望が複数寄せられています。この状況から、保護者負担のさらなる軽減のため、卒業記念アルバム作成費補助金を増額するところでございます。

項番2「補助金交付対象団体」は区立幼稚園、区立小・中学校の卒業対策委員会等となります。

項番3「見直し内容」です。従来の1冊当たり約3,000円としていた算定方式を見直しまして、前年度の幼稚園、小学校、中学校の卒業アルバム1冊当たり作成費用の平均額を算出し、その2分の1相当額となる、幼稚園では4,000円、小学校で1万円、中学校で6,000円の作成人数分を補助することといたします。

項番4、就学援助制度の「卒業記念アルバム費」との関係です。現在区は就学援助の支給項目のうち、生活保護を受ける要保護者及び生活保護に準じる程度に困窮している準要保護者を対象に、「卒業記念アルバム費」を支給しております。卒業対策委員会等への補助金額増額に合わせ、就学援助世帯の卒業記念アルバムを作成する費用については、負担が生じないように支給額を調整いたします。

項番5「予算所要額」としては、今年度作成分に対応すべく、補正額として1,500万円余を支給しております。

項番6「今後のスケジュール」としましては、本日のご報告の後、区議会常任委員会を経まして、令和7年第3回港区議会定例会に補正予算案として付議いたします。議決後、10月に各卒業対策委員会等へ通知いたします。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 乳幼児一時預かり事業の実施に伴うにじのはし幼稚園一部園舎の使用承認について

○教育長 次に、報告事項の第8「乳幼児一時預かり事業の実施に伴うにじのはし幼稚園一部園舎の使用承認について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「乳幼児一時預かり事業の実施に伴うにじのはし幼稚園一部園舎の使用承認について」報告資料No. 8を御覧ください。乳幼児一時預かり事業を実施する「(仮称)あっぱい台場分館」を整備するため、にじのはし幼稚園の一部園舎を使用承認するものでございます。

項番1「背景」です。にじのはし幼稚園の園児数ですが、開園後、想定を上回る入園需要に応えるため、平成10年度にはお台場学園の校庭の一部に園舎を増築し運営してまいりました。その後近年は園児数が減少しておりまして、増築園舎は降園後の預かり保育や未就園児の会の実施場所等として利用されております。

次に、「台場地域の一時預かり事業の需要等」ですが、これまで台場地域には、在宅子育て家庭等を対象とした乳幼児の一時預かり事業を行う施設がなく、令和7年5月からの区立台場保育園において定員2名の一時保育を開始したものの、空きがなく予約をお断りするケースが生じております。また、台場地域ではゼロ歳児を中心にベビーシッター利用支援事業の利用者も増加傾向にあり、理由としましては、既存の一時預かり施設が立地的に通いにくいことや、予約が取りにくいことを挙げている割合が高い状況がございました。このように現在台場地域の一時預かり事業の需要は十分に満たされておらず、子育て家庭の負担を軽減していくため、新たな一時預かり事業の実施が求められております。

項番2「乳幼児一時預かり事業の実施に伴うにじのはし幼稚園一部園舎の使用承認」についてです。台場地域の一時預かり事業の需要に応えるため、乳幼児一時預かり事業を実施する「あっぴい」運営所管である芝浦港南地区総合支所管理課が、にじのはし幼稚園の増築園舎を活用し、「(仮称)あっぴい台場分館」を整備いたします。整備に当たっては、所管から使用承認申請を受けまして、事業実施に要するスペースの使用を承認します。なお、現在増築園舎で実施している幼稚園の子育てサポート保育や未就園児の会等については、引き続き既存園舎の遊戯室等も活用しながら実施してまいります。使用するスペースについては、図示のとおりとなっております。

また、「一時預かり事業の概要」につきましては、対象は生後4か月から小学校就学前までの乳幼児。定員は10人を基本としまして、利用時間と休業日は記載のとおりとなっております。

最後に、項番3「今後のスケジュール」です。本日のご報告の後、区議会常任委員会への報告、事業所管からの補正予算案が提出されまして、その後財産の使用承認、開設準備を経て、来年4月からの開設となる予定です。

雑駁ですが、ご報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

- 13 令和7年度港区奨学資金在学生一次募集の採用について
- 14 令和8年度予算編成方針及び予算の見積りに係る依命通達について
- 15 港区青少年委員の解任について
- 16 スポーツセンター11月臨時休館について
- 17 港区立青山運動場野球場ナイター照明塔プロテクターの改修に伴う休場について
- 18 後援名義等の7月使用承認について
- 19 生涯学習スポーツ振興課の7月事業実績について
- 20 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 21 生涯学習スポーツ振興課の9月事業予定について
- 22 図書館の7月分利用実績について
- 23 図書館・郷土歴史館の7月行事实績について

24 図書館・郷土歴史館の9月行事予定について

25 9月教育人事企画課事業予定について

26 みなと科学館の7月利用状況について

○教育長 次に、会議冒頭にもお諮りしましたとおり、報告事項の順番を入れ替えて、報告事項の第13「令和7年度港区奨学資金在学生一時募集の採用について」から、報告事項第26「みなと科学館の7月利用状況について」、以上14件の報告については配布の資料のとおりとさせていただきます。数は多いのですが、各報告事項についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山内委員 一ついいですか。報告13についての質問です。

○教育長 お願いします。

○山内委員 今回港区として給付の範囲を広げて、所得割課税額の範囲も広げて、それから多子世帯、あと理工系学部支援も加えて、今回それを広げてからのこととしては、これで最初の1回目になりましたでしょうか。

○教育長室長 初年度です。

○山内委員 そういう意味では、港区としてはできるだけ幅広く、そして多子世帯とか学費の高い理工系に対しても支援しようということで今回このように広げた訳ですが、それに対して実際こちらが想定していた応募があったのかどうかを教えてくださいと思います。

○教育長室長 昨年度の実績から考えますと、例えば給付ですと、今回の一次募集で給付者数は応募者数が10人いらっしゃいました。今回、応募者数は36人になっています。今回新たな支援拡大になって対象になった方が、22人いらっしゃる形になります。そういう形で言えば、給付対象をかなり広げたことによって、多くの方にご利用いただける制度になったかなという印象を持っております。

○山内委員 ありがとうございます。もともと想定していたというか、用意していた予算で言う何人くらいまで対応できるように組んでいるのですか。要は今回、予算の大体何割くらいを給付で使う考えているのですか。

○教育長室長 給付の予算額としてはかなり多めに見ております。というのも今後二次募集もございますので、そういった意味ですと、今回の一次募集までは、年度の通算の予算の概ね4割程度を一次募集の段階で給付型の方に給付させていただく形ですので、また秋に二次がございますので、そこに備えておく形ですので、予算的な対応は十分可能だと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味では、今予算の大体4割を一次募集に充てると考えていて、その4割を充てると想定していた分のどのくらいが今回のものではカバーできていると考えていいのですか。

○教育長室長 二次募集にどの程度の方が応募されるかがこれからになりますので、ちなみに昨年度で言いますと一次募集の方が先程申し上げた10人、二次募集の方が19人いらっしゃいました。ですので、今回一次募集が36人いらっしゃいましたので、単純に考えるとその倍以上の方が

いらっしゃる可能性はあるかと思えますけれども、状況を見て予算的な対応も含めて検討していけると考えています。

○山内委員 すみません。では、質問がうまく伝わっていなかったみたいなので、もう一度。予算の4割を一次募集として割り当ていて、それはこれで大体使い切っているくらいになっている、今回の応募者数で大体フルに満たしていると考えてよろしいですか。

○教育長室長 概ね4割程度ということで、一次募集の枠としては今回充当している形になります。これについては、状況を見てまた対応していければと思います。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、一旦ここで5分間休憩しまして、11時10分から報告事項の9から12について説明させていただければと思います。

(休憩)

9 港区国際理解教育プログラムの検討状況について

○教育長 時間になりましたので、次に報告事項の第9「港区国際理解教育プログラムの検討状況について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 それでは、私から、今回の主に先端教育担当の三つの取組について報告させていただきます。まずは、港区国際理解教育プログラムの検討状況につきまして、資料9を用いて説明をさせていただきます。先端教育担当では、これまで港区で取り組んできた幼児期から義務教育修了までの国際理解教育を、国際理解教育プログラムとして作成するように今検討に取り組んでいるところでございます。

まずは、資料の別紙1を御覧いただけますでしょうか。今回検討委員会のメンバーとしましては別紙1に書いてあるとおりですが、学識経験者の方であったりですとか、民間事業者、そして実際に中学校と小学校で特に英語教育に熱心に取り組んでいる教員の委員を含めて、様々なメンバーで検討委員会を構成してやっております。本日時点で6月と、つい先週なのですけど8月の2回開催しておりまして、議論をかなり進めているところでございます。

現在検討しておりますプログラムの案になります。こちらが別紙3のプログラムの中身ですが、まず別紙2のA4縦の資料を見ていただけますでしょうか。これが国際理解プログラムの主な策定目的であったり対象、実際に検討委員会を2回やった中でどういった意見があったかを示した資料でございます。策定目的としましては、項番1のとおり、これまで港区が取り組んできたものを幼、小、中一貫したプログラムとして、目指すべき方向性ですとか取組を港区としては「言語」「共生」「伝統」の三つの領域に整理して、年代ごとの到達目標と子どもの姿を明らかにすることで、港区の国際理解教育を体系化してさらに推進していくためのツールでございます。

2回開催した委員会の中では、もともと言語に関しては、最初は特に分かりやすい会話だけを示して、プログラムの内容として言語イコール会話というところで分かりやすくしていたのですが、やはり指導要領上も「話す」に加えて「聞く」「読む」「書く」の4領域で整理した方がいいのではないかという意見があって、そういったところで修正したりですとか、実際は港区は他区に

比べると基本家庭内で大体1,000時間以上英語学習をしているのですが、それ以上にさらに学びたい子どもたちについては様々な仕掛けを教育委員会としても用意してやった方がいいのではないかというご意見があったところでございます。

また、今回教育委員会が策定するものなのですが、いわゆる3歳から5歳までの保育園等に通う幼児に対してもこのプログラムは対象とするのかというご意見もあったりして、実際に幼児教育アクションプランにつきましても、いわゆる保育園等に通う子どもたちに関してもこちらを参考にしてもらうものとして示していくということで書いてございます。

実際のプログラムが別紙3でございます。今の案のところです。港区国際理解教育プログラムの案としまして、まずは表紙をめくって1ページ目のところで、いわゆるプログラムの策定目的であったりですか、国とか東京都、港区の教育を整理してございます。港区の国際理解教育が目指すものとしては、グローバル化する、進展する国際社会において将来真の国際人として活躍できる幼児・児童・生徒を育成するというものでございます。その下に小さく「真の国際人とは」ということで、こういった人材を港区としては育てていきたいということを示してございます。

2ページ目が「港区の国際理解教育のイメージ」で、「言語」「共生」「伝統」の三つの領域でこれを整理しているというものでございます。

3ページ目、4ページ目の部分でございます。こちらがいわゆる幼、小、中とそれぞれ到達段階と子どもの姿を「言語」「共生」「伝統」と三つの領域で整理して、幼児期から小学1、2、3、4、5、6年生、中学生というくくりで、今回それぞれ到達目標とか実際の具体的な子どもの姿を示したところがございます。幼児期に関しましては、国の指針上も幼児期については到達目標は立てるものではないという方向性もございますので、いわゆる「育てたい力」という形で到達目標に代えた言葉にしているところがございます。ここの中に、教育課程内での港区内の活動であったりですか、または教育委員会が用意している授業等について、それぞれが「言語」「共生」「伝統」のどれにリンクしているのかをスタンプで押しながら分かりやすい形で今進めているところがございます。

5ページ目以降が「港区における国際理解教育の取組」ということで、写真つきで紹介するものになってございます。

本プログラムについてなのですが、今後9月下旬に第3回目の検討委員会を開催しまして、内容を決定した上で10月以降児童生徒、そして保護者の皆様、あと港区の大きな特色であるので、実際に港区に入ってきた教員とか、皆様に対しても周知というか、どういったものを目指しているのかをこういったものを使って周知して行って、港区の国際理解教育に関する理解等を進めていきたいと考えているところがございます。

説明が8月となり遅くなって大変申し訳ございませんが、今の検討状況としましてはこういったところで進めている状況でございます。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 一番最後のページに令和7年9月発行予定と書いてあるようなのですが、これは対象がどこなのかを教えてください。

○先端教育担当課長 分かりました。どこ向けなのかということで、こちらの対象につきましては、児童・生徒、保護者、いわゆる区民の皆様、そして教員の皆様に対して、広く港区の国際理解教育の具体的な姿を見せるものになっております。これだけ見ると分かりづらい、例えば教員とかは実際何をすればいいのかとなったりもするので、例えば教員に向けてはもう少しブレークダウンしたものを用意して、さらにお渡しする実践事例みたいな形で用意したりとか、あと区民の皆さんに向けては、文字が多いのでよりキャッチーにしたものを1枚にまとめてデザインとして見せていくとかというものを考えてございます。対象としては幅広く、いわゆる港区に在住・在勤の方と、あとは在勤は特に教員の方に向けてという感じのイメージです。

○鈴木委員 ということは、これが印刷されて配られたり、PDFとしてウェブ上に載るといったことですね。

○先端教育担当課長 まさにそうです。

○鈴木委員 そうしたら一つお願いなのですが、これをぱっと見たときにテキスト自体が最先端な感じがしないのです。古い感じがして、これで本当に国際教育なのかと。例えばフォントにしてもずれがかなりありますし、配置もそうですけれども書かれていることも、行が上がっているのに隙間があるところと、ぴったり入っているところのように、見た目が誰向けなのかというのがすごく疑問に思うもので。もし区民とかそういった一般の方にも向けているものなのであれば、もう少し見た目がクリエイティブなというか、中身は同じでももう少し国際的なものに変えていただいた方が見やすいのかなとは思いますが。

○先端教育担当課長 すみません。我々は手弁当でつくっております、私たちのデザイナーが今つくっているところなのですが、今委員がおっしゃったとおり、最終的には印刷業者に依頼してもう少し分かりやすい形でデザイン化する予定で考えてございます。どちらかというところは中身を示すものとしてつくっていますので、プログラムも含めて最終的にはデザイン化して、最後に外に出していくことを考えてございます。以上です。

○教育長 担当課長からも話がありましたように、文字数が非常に多いので、外向けには概要版という形で、港区は何を目指しているのかもう少し分かりやすい形に。キャッチコピーも今考えていますので、また案として提示できればと思います。

○山内委員 これは、結構重要な資料だと思うのです。つまり、今区民に配るといことになるので、どういうメッセージをここから伝えるのかという話なのです。私は正直に言って、これでいいのですかというのが率直なところなんです。これを見ると、例えば具体的な教育の内容、幼稚園、小学校、中学校の到達段階と子どもの姿を見ると、これは本当の国際理解教育になっているのか。単に英語の使い手を育てましょうということにしか見えないのです。もちろん、言語として英語から入るのはいいと思いますけれども、本当のグローバルコミュニケーションとは何かということです。

ここにも港区の特色として、たくさん大使館があるということがある。つまり、国際理解というのは、それぞれ色々な母語の国があって、そしてそれぞれに文化があって、その中でもそれぞれがまた歴史を持っていて。そういう人たちとのコミュニケーションをどう取れるようにしていくかということですよ。入り口は英語であっても、英語化で終わったらそれは本当のグローバルコミュニケーションではないだろうという感じがします。

ですから、ここで多文化の共生とかといっている趣旨とも、実際にやっている内容がなかなかながっていない。だから、例えば英語をやりながらも、他の国の言語とか文化にも親しむところをどうやってうまく混ぜ込んでいくかが工夫されていなかったら、これは単なる英語化教育のプログラムに過ぎないと思います。

もう一つは、ある意味で自分の国の伝統に触れるのもとても重要なことで、これはやはり自分の国の歴史とか文化を学ぶことで、実はそれぞれの国の人たちがやはりそれぞれの歴史や文化を大事にしているということを実感として知るようになって、相互によりコミュニケーションが取れるようになる。そういう意味では伝統は大事なことなのですけれども、やはりそこには双方向性もあっていいということですよ。

そこで、もう一つ言うと、港区に実際に在住している人たちには日本以外の母語を持った人たちがかなりいる訳です。その人たちに対する国際理解教育のプログラムというのかな、その視点が全然入っていないのです。つまり、日本語を母語にしていない、でも港区に住んでいる人たちに対して、このプログラムの中でどういうメッセージを出していくのか。だから、そういう日本語を母語にしていない人たちに対しては、逆に日本語をどう教えるかとか、日本語に触れる機会をつくるか、日本語の力をつけるか、あるいは日本の理解もより深めるか。そして、彼らの持っている文化との行き来をできるようにしてあげるか。そこも考えた方がよくて、そういうのがあってこそより双方向的な国際理解教育になる訳だし、港区の環境を生かした国際理解教育になる。そこが全然ないということですよ。だから、私はこれで出したら、実は多文化共生ではなくて英語圏以外を阻害したプログラムだという誤ったメッセージを出すことになると、とても心配しています。

以上です。

○先端教育担当課長 山内議員がおっしゃるとおり、今回主に言語はあくまでコミュニケーションの手段の一つということで、なので港区としては言語と、そのほかの多様性の部分ですとか、いわゆるそれが共生で、実際に自国の文化を伝え合う、いわゆる伝統のところも日本の伝統だけではなくて、今おっしゃったとおり外国籍の方の伝統も逆に日本の方に伝えていただくことでそれぞれの理解を深めることも考えてございます。ですので、おっしゃるとおり今すぐ小さい日本語教室であったりとか適応指導員、また各クラスにおいても外国籍でいわゆる英語以外をしゃべるお子さんもいるので、そこをうまく中に表現として取り込めるように事務局でも工夫していきたいとは考えてございます。

○教育長 補足させていただければ、今回のプログラムはいわゆる教育プログラムという形で教育委員会が範疇としている部分と、あと区長部局に国際交流関係の部署があって、そこが区全体の一

般の外国人の方も含めたプログラムというか交流の事業をしていますので、そこは連携をしつつも、範囲としては港区の子どもの部分に特化した形でのプログラムになっていますので、そこは切り分けていきたいと思っています。

○山内委員 今のことは分かるのですが、では港区の子どもたちへそういう英語以外の言語とか、多文化に対するコミュニケーションの大事さをどう伝えるのかというときに、そういう意味では細かい事例よりももっと基本的な考え方を最初のところで丁寧に書いていくことが、実はこれからの新しいというか、本来大切な国際理解教育の在り方をきちんとするということだと思うのです。ですから、基本的な考え方をしっかり書き込んでおかないといけないのではないかというのが一つと、教育の中でも英語を外国語として、英語を中心にやりながらも、それぞれの学年で他の言語、他の文化にも親しむプランをどう織り込んでいくかは、言語のところにも入れておかないと、やはり形だけのものになってしまうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○先端教育担当課長 教育長のおっしゃったとおり、もともと学習指導要領を、やはり少し先のところで今回到達目標というものを港区としても定めている。色々ご議論いただいてやっているところなので。あとはここの基本的な考えの部分とかイントロダクションであったりとか、あとは最後のところで国際理解教育の取組のところでも打ち出せる、あと日本語学級とか実際の学校生活の中でのということでは入れ込めないかという話が先日もあったので、その部分については工夫していきたいと考えております。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 私も今このプログラムをぱっと見させていただいてやはり違和感を覚えたのが、今までの委員の発言の中のものとは共通すると思うのですが、質問したいのが「港区の国際理解教育が目指すもの」というところで、「グローバル化の進展する国際社会において、将来、真の国際人として活躍できる幼児・児童・生徒を育成します」と書いてある。この「真の」を入れているのは、どういう意味ですか。単にこれ「真の」がない「国際人としての活躍できる」でも全然意味が通るのですが、あえて「真の」と入れているということは何か意味があるはずなのですが、これはどういう意味だとお考えですか。

○先端教育担当課長 もともとこれが、今ある計画の中から定義を持ってきたものになります。例えば港区はこれまで「真の国際人」というフレーズを脈々と使ってきてまして、そこに「真」がついた具体的な根本の理由までは私はうまく答えることはできないのですが、他区とは違う、外国人がかなり多い港区でのという意味で多分入れたのではないのかなと。

○中村委員 他区とは異なるという意味ですか。

○先端教育担当課長 とか。すみません。これ議事に入れるのかどうかですけど。ならではというか。

○中村委員 これがさっき山内委員も言っていたことにつながってくると思うのですが、やはり国際理解教育というと、さっき山内委員も言われたとおりで、ただの英語教育だろうと。そういうイメージがすごく強い訳です。現実にはこのプログラムも、頭のところに書いてあるように港区では

これまで海外修学旅行や海外派遣とかをやってきた歴史を持っていて、こういう客観的な環境になると。大使館が多くて、外国人が多くて、歴史的建造物も多いと。こういう客観的な環境に囲まれ、かつそういう学校教育の中で海外に行く機会などを積極的に設けてやってきた中で、「港区としての国際理解教育を今後こういう感じでやっていきます」ということをやろうとしている訳ではないですか。

そういうことを考えるとこの「真の」という意味は、私なりの解釈は何かというと、単に言葉と話せばいいのではないのです。みんなが言葉をしゃべれる、英語をしゃべれる人を育てようみたいな形がどうも国際教育になってしまっているけど、それはあくまでも手段であって、世界にはいくつも言語がある訳ですから、英語は単に一番多いだけの話ですよ。他にも色々な、一つの国に一つの言語が、日本だけである訳ですから。だから、言語はあくまでもその理解を進めるためのツールにしか過ぎないのであって、本来は何なのかというと、やはり私が考えるに多様性だと思うのです。人間として生きていく中で、やはり人と関わっていくことは避けられないことなだけで、他人というのは自分と全然違う人たちがいっぱいいる訳ですよ。自分と違う人ばかりなのです。それをちゃんと一旦受け入れて、相手のことも理解しながらしっかり考えていける人間を育てましょうと。

そのために教育の過程で、場面として一番扱いやすいのはやはり会話であるというのが、言葉という意味でもそうだし、文化という意味でもそうだし、それから自分たちの各国の歴史とか、あるいは自分の国の歴史。これらのものをしっかり理解してやっていかなければ本当の国際理解、教育はできないでしょうという意味でやっていると思うので、やはり私はこの「言語」「共生」「伝統」という三つを対等で位置づけているイメージがするのですが、これは誤解を招く。言語ができればいいのかという感じになるので、やはり基本は色々なことを受け入れることがメインの目的だと思うのです。そうすると、やはりここら辺の表現とかをもう少し考えた方がいいのかなという気がします。

○教育指導担当課長 お話をありがとうございます。先端教育担当課長とも話している中で、学習指導要領上は外国語も社会科も、総合的な学習の時間も、全部発信だけにとどまっている部分が多くて、話す、発表すると、領域的にもそういうものになってしまっている。ただ、そうすると言語だけだったりとか、ただ発表すればいいという話になってしまうのですが、その発表する中身だったりとか、それを双方向で相手と受け取りながらどうやって進めていくとか、そういうことも含めて行っていく。そのツールの一つが言語である。英語であつたりとかということで、しっかりと色々な国の文化だったり、これだけ大使館が集まっている中での文化だったりとか、そういうものをしっかりと受け止めながら、それを吸収した上で発信し、双方向でやり取りしていく。

その中のツールとしての言語と、やはりしっかりそういうものを受け入れる共生的な考え方だったりとか、あと自国の文化だったり、相手の伝統文化をしっかりと理解してやり取りできるような関係性。そういうものをしっかりと取れることが真の国際人につながるという捉えで考えていると

思われますので、そういうところは先端教育担当課長とかとも話をしながら、盛り込めるところは盛り込んでいこうと検討しています。

○中村委員 やはり誤解を招く図表とかが若干ある気はするので、少し考えてほしいかなと思いました。山内先生も言われたとおりで、これだけを見た人に若干誤解を招きそうな気はします。海外の修学旅行に行かせてしっかり英語を身につければいいのか、それが港区の教育なのかみたいな感じに思われるかもしれないとは感じました。

○教育長 これまでの議論の中で我々の中でも、簡単に「真の国際人」という言葉を使っているけど、それをちゃんと説明しないと誤解を招くという話は実はしてあって、今検討が始まっています。今日の段階ではまだはっきりと言えることはないのですが。港区として、この「真の国際人」というのはもう計画上できていますので、その中でまず最初の入り口のところでしっかりとそこを定義していかないと、なかなかその後の手順も含めてということになります。今頂いたご意見も踏まえながらまた案をお示しできればというところでございます。

○田谷委員 もともとはいつ出てきましたのですか。どういう意味で出てきたのかは分からないですか。

○教育長 ここ20年くらいは使っている。それこそ海外派遣が決まった頃、今19回目ではないですか。20年以上前から、多分そこに一つ、港区は先を行っているのだというところで、使ってきたと思います。今話があったように、多分当時から英語だけ使えればいいのかではないと、もっと違うのだというところもあって、その土壌も区内にはある訳ですので、そこをしっかりと連携しながら、活用しながらというところであります。今日頂いた意見はもっともなご意見ですので。頂いた意見を踏まえて、また次に同じような形で新しくできればと思います。今日頂いた意見は具体的な意見だったので、割と反映はさせやすいかなと思います。

○鈴木委員 9月発行にこだわりはあるのでしょうか。

○先端教育担当課長 一応次年度予算とかにも含めてというので、前半期でつくろうかというので、もともと10月にする予定ではございました。なので、今のところではあくまでも予定ということで、もしかしたら9月、いわゆる10月中となる可能性はあると思います。でも9月は……。

○教育指導担当課長 ペースは、余り悠長にはつくらないです。

○先端教育担当課長 なので、9月の下旬にもう一度検討委員会を開催して、基本的にはそこです承を得て、その後に決定して発行するイメージを考えております。

○鈴木委員 時間もあれなのですけれども、先程先生方がおっしゃっていたご意見もそうですし、せっかく歴史にしる、世界の紹介にしる、港区の中でも非常にいい授業もやっていたらっしゃるので、それがもっと分かる形でプロローグというか、そういうのを盛り込んでいただいた方がいいのではないかなと思います。

○先端教育担当課長 ありがとうございます。

10 港区における中高一貫校の検討状況について

○教育長 それでは、次にまた大事な話がありまして、報告事項の第10「港区における中高一貫校の検討状況について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 次に、港区における中高一貫校の検討状況につきまして、資料10を用いて報告させていただきます。まず、項番1、中高一貫校検討委員会のメンバーになります。こちらの別紙1を御覧ください。中高一貫校の検討委員会につきましては、別紙1の方で教育長を委員長として学識経験者、そして23区唯一の中高一貫校である九段高校の校長、あと区の中学校長、そしてPTA会長等で構成されてございます。本日時点で1回。1回目を6月に開催している状況でございます。

甚だ簡単ではございますが、中高一貫校の設置の手續を東京都にも確認しておりますので、説明させていただきます。別紙2を御覧ください。「中高一貫校の手續について」というものでございます。確認したところ、設置手續上はすごくシンプルでして、まず東京都の教育委員会との事前協議を実施した後に、事前協議が通れば教育委員会内で認可の手續を取るということでございました。東京都教育委員会の認可がもらえれば、港区の区立の学校設置条例の改正の議案を提出して、改正後そこで了承を得られれば各種予算を取って開校できるというところでございました。

続いて、別紙の3を御覧ください。中高一貫校の実施の形態としましては、文部科学省で三つの形態を定めておりまして、いわゆる中等教育学校は、一つの学校で一体的に中高一貫校を行うもの。あとは併設型の中高一貫校で、中学校の入学選抜を行わずに、同一の設置者でいわゆる中と高を分けて接続する形態というものと、あとは連携型の中高一貫校で、市町村立の中学校と都道府県立の高校などが、例えば港区にあるどこどこ中学校と都立の高校が連携するといった異なる設置者間での実施可能な形態という、三つの形態がございます。イメージとしましては、項番2の「中高一貫教育の実施形態イメージ」でございます。

別紙4-2を御覧いただけますでしょうか。これらの状況等を踏まえまして、現在事務局としましては、様々な中高一貫校の形態を検討している状況でございます。教育長の答弁としても、区の独自の設置を主としながらも複数案を設置していることはお話しさせていただいている状況でございますが、「港区設置検討案ごとの比較」ということで、港区としてはこの比較表の1番から4番を中心に今検討を進めているところでございます。1番は、区独自に高等学校を設置して、港区内の10校と連携させるといった中高一貫校の形態。2番が、区独自に中高一貫校を設置する。いわゆる中等教育学校として、一つの学校を連携すると。あとは3番、4番がいわゆる高校、または都立高校、そして私立高校との連携型の中高一貫校というものをあわせて検討をしている状況でございます。

また、参考になのですが、夏休み中に保護者アンケートを実施いたしまして、こちらを速報としてまとめたのが別紙5でございます。アンケートの内容としましては、かなり肯定的な意見が多くて、やはり特色としてはグローバルな視点であったりですとか、ICTの活用等の教育を希望する声が多かった状況でございます。

今後なのですけれども、第2回の検討委員会を10月下半期に開催した後に、年度末に方向性を教育委員会においても報告させていただくことを考えてございます。今年度中にあと2回程検討委員会を開催していくことを考えてございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 補足させていただければ、今子どもの数が非常に減ってきていますので、新たに高校をつくるのは非常にハードルが高くて、その条件としては独自性というか特色をしっかりと出していかなければいけない状況があって色々検討しています。皆さんからもその観点からもご意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○山内委員 今教育長のお話があったように、私の理解でも、そういう意味では今高校の新しい開設とか定員の拡大については非常に厳しい管理が行われていて、基本的にはなかなか通らないというのが私の認識なのですが、自治体によって若干の違いはあるとはいっても厳しいと思うのですが、東京都は新たな開設あるいは定員増について許容する姿勢は示したのですか。

○先端教育担当課長 東京都の教育委員会の高等学校の部門に確認したところ、区が独自で設置するというのであれば、書類も全て整っているのであれば認可せざるを得ないというか、認可することになるのではないかと。ただし、山内委員がおっしゃったとおり教育庁と私立学校と、あと生活文化局において定員に関する調整を毎年やっているというところで、その部分の協議がどうなるのかは「今まで事例がないので、正直分かりません」とはお話しされてございました。

○山内委員 都は、私学に対しては非常に厳しい定員数管理をしている中で、区立であればそんなに簡単に認めるのか。本当にそうかなという感じがあって、やはりそこは教育の独自性を相当しっかり出していかないと厳しいのではないかというのが私の想像ではあります。その上で、実際今区は何を考えているのでしょうかというところで、検討案四つを見たときに、検討案の1であれば高校をあえて港区でつくる必要があるのでしょうか。

つまり、それであれば都立の高校も色々あるし、私立の高校も色々あって、選択肢が色々ある中で、あえて区として高校をつくる必要があるのかということですよ。逆に、あるとしたら既存の公立高校や私立の高校にないものをつくらないと意味がない訳で、それは本当にできるのでしょうかということですよ。

だから、何を考えているのかというのが、私はこれを見ながら分からないところです。実際にこれから何を考えていかれるのでしょうかというのを、ぜひ教えてください。

○先端教育担当課長 山内委員がおっしゃったとおり特色の部分がやはり一番大事で、今回、そのニーズを確認するために保護者アンケートを、大体2週間程で2,000弱くらい回答が集まっています。やはりかなり尖った特色ではないと、区立高校、例えば中高一貫校を設置したところでニーズはないのかなと思っておりますので、その部分も色々確認しながら進めている状況でございます。

23区でも、もともと千代田区も九段高校の移譲という形になるので、中高一貫校は今まで事例のない取組ということで参考事例もなかなかなくて、事務局としてもかなり手探り状態で検討を進めているところです。

今は取りあえず、中高一貫校としてはどういった形が実際にあり得るのかを比較検討で出している状況でございます。その後に区民のこれからの人口推計であつたりとか、ニーズとか、そこも踏まえて実際に中高一貫校を設置するか否かの方向性を最後に、今年度末に出したいと考えてございます。

○教育長 ほかは、皆さんいかがでしょうか。

○鈴木委員 根本的なことをお聞きして申し訳ないのですが、なぜ中高一貫校をやろうとしていらっしゃるのか、もともとの経緯を教えてくださいませんか。

○先端教育担当課長 実はこれまでも中高一貫校の要望は、いわゆる区民の代表である議会側、議員からも質問などにあった状態です。なので、もともとこの議論はあって、実際に区立小学校の親は進学、あるいは小から中に行くときに、かなり私立学校に行ってしまうであつたりとか、そういった状況を踏まえて、例えばこの一番であればもともと内部、区立中学校に行く進学率とかも上がるのではなかろうかというところを踏まえて、色々と話が進んでおります。あとはそれこそ多様な生徒のニーズもかなり変わっている中で、港区独自で中高一貫校を設置した方が区民のニーズにも合致するのではないかという意見もあって、今回議論をスタートしたところです。

○鈴木委員 ということは、区立の中学校の魅力を上げていくということがベースで始まっているのですか。それとも中高は非常に大事な時期であつて、もちろん私立のように6年間の教育であれば非常にバランスの取れた教育がなされるのは理解しています。なので、中高一貫校が素晴らしいのは分かるのですが、それをなぜ港区立でやらなければいけないのかが今まだ私の中ですとんと落ちていなくて、何のために、かつ、なぜ懸念しているかということ、私立の中学校に行かれる方はやはり同じ学力の子がそろって授業が行われるので、非常にその子に合ったニーズの勉強ができるのではないですか。ただ公立は学力で振り分けをしない訳なので、授業が随分分散するのではないかなと正直思います。

レベル間の違いによって、やはりできる子は公立の中学校でも授業が正直暇過ぎたりしますし、「何でこんなのにこんな時間をかけなくてはいけないのか」と思う子もいれば、学校の授業にもついていけない子もいる訳ではないですか。これが合算して、レベル感がどうなるか分かりませんが、やって6年間あると、随分差が出てしまう。卒業のときの差が、余りにも開いてしまうのではないかなと。そのニーズに合わせて全部やっついこうとすると、先生たちの負担もそうですし、随分ばらつきが出る気がしたのですけれども、もともとの根本的なつくりをしている理由をもう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

○先端教育担当課長 私の方で誤解させてしまったかもしれないのですが、一番の発端は区民ニーズがあるのではないかとこのところがスタートです。というのも、いわゆる港区議会の中の定例会の質問の中でも、高校受験の負担に係る理由とかから、中高一貫校を望む声があつたりですとか、

長年多くの区民からも区議会に届いている質問が実際にあって、なのでそういったところで教育委員会側でも中高一貫校に関するニーズがあるのではないかといたところがスタートで、昨年度内部での検討委員会みたいなのを立ち上げて、新たに今年私の、先端教育担当の部門ができて、実際に中高一貫校について、実際にまだ最終的につくるかつくらないか、どういった形態なのかも含めて検討を進めているところでございます。

○鈴木委員 具体的に、何%くらいの方々のリクエストが入っているものなのですか。それから、議会に届くということは多分おそらくそれを言いたい人が議会に届けていると思うのですが、どのくらいの人たちが「区立の中高一貫校をつくってほしい」と言っていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○先端教育担当課長 質問のときには実際にポイント数などの具体的な数値はなくて、多くの声が上がっているというところがまずスタートでした。実際にどういった要望があるかもやはり事務局側としても確認しなくてはいけないというところで、今回保護者向けのアンケートを取ったところで、もともと今年度の予定としてもニーズ調査を取る予定でございました。実際にニーズ調査を取ってみると、例えば「港区立が設置された場合、保護者の立場としてお子さんの進学を希望しますか」という問いに対しては、希望する、特色によっては希望するということがかなり多く、80%以上を占めていたというのが現在の数値でございます。

○教育長 補足させていただければ、委員のメンバーの中にも入っているのですが、PTAの代表の方にも来ていただいて、第1回目の中でそれぞれお話を聞くことがあって、「やっと検討の土壌に立ってくれましたね」ということで、やはり潜在的にかなりあるというところでした。そのときに具体的な事例としては、区立に行くことややはりどうしても高校受験のときの負担が出てしまうということ。そもそも区立に行きたいのだけどそこが嫌なので私立に行っている人もかなり多いという話。私立だと港区から離れたところに行く場合もあってということで、具体の事例が結構いくつか観測して挙がっていたので、それをまたこの場で全部披露するのは時間がかかるのですが、というところでスタートしています。決して自分たちから自発的に検討会を立ち上げたというのではなくて、議会あるいは区民の皆さんの声を聞いて検討会を立ち上げた。

さらに実際にアンケートを取ってエビデンスも含めて、どういうことを希望しているのかという話も含めて今検討しているところです。これは必ずつくるということではなくて、本当にマッチしたものができるのかというところを場所も含めて検討してくので、まだもう少し時間はかかるのかな。ただ、ニーズは確実にあるというのは、今回のアンケートでも出てきていますので、あとは本当にニーズにマッチした中高一貫校がつかれるのかどうか。それは先程山内委員からもあった色々なハードルもある中ですし、今ますます少子化も進む中で、本当に必要なのか。対費用効果もあるし。仮に区独自のというランニングコストを含めて費用もかなりかかります。先生が固定されてしまうといわゆる組織的な問題もどうかというところがあるので、まだまだハードルは高いのですが、いずれにしても今日また意見を頂いたものも踏まえて、さらに教育委員会の中でもんでいきたいと思えます。

そういう意味で、中村委員はどうお考えでしょうか。

○**中村委員** 結局高校受験の苦勞をさせたくない。港区の区内の高校に通わされるから、親としては安心。遠い私立に行く必要もないし、子どもたちも高校受験から解き放たれる。そういう意味でのメリットで欲しいと思っている保護者がほとんどなのではないかと私は思うのですが、どうなのですか。

○**先端教育担当課長** 中村委員がおっしゃるとおり、その理由は発端としてはかなり大きいと思います。やはり高校受験にかかる負担の軽減みたいなところは、この検討を始める前の大元のニーズとしてはございました。実際に今回アンケート結果を取ってみると、やはりどちらかという区立中高一貫校に求めるものはまず学力の向上と進学実績であったりとか、部活動とか特色ある教育ということで、今回のアンケート結果の中ではそこまで受験にという意向、意見は余りなかったです。

むしろ、山内委員が今おっしゃいましたけれども、やはり港区が、かなり特色があるものをつくるのであれば、ぜひ行かせてみたいみたいな声が今回の調査ではあったということです。

○**中村委員** ということはやはり港区としての特色を出すのであれば、国際教育とかそういうところにつながってくる、つながってこざるを得ない。

○**先端教育担当課長** まさにそうです。

○**中村委員** そうすると、やはりそういう国際教育に特化した科を置いたりとか、そういう特殊性をみんな、区民の方々もそういう高校をつくってもらいたいと思っているのですか。かなり高いのですか。

○**先端教育担当課長** 今の特色としては、委員がおっしゃるとおりいわゆるグローバル支援、国際理解に関するものとか、ICTの活用というところですか、あとは多様性の尊重、インクルーシブ教育的なところを特色として求める声が、特にその三つが多かったところがございます。

○**田谷委員** 私自身はこの件は明日に流してしまおうかなと思うのですが。非常に難しい問題だと思って、先程ちらっと教育長もおっしゃいましたけど、費用対効果の問題は非常にあると思います。公立高校の無償化が言われて、本区の中学校の入学率が下がっていると。何で高校でというと、無償化になるんだったら、簡単な中学校から私立高校に入れてしまおうというところが一つあると思うのです。だから、それに準ずる形という意味で中高一貫校になってくれるという形でなってくれると僕はありがたいと思っています。僕はどちらかというところ、中高で言えば小中一貫校の方が賛成なのですがということが一つ。いっそのこと小中一貫校をつくってしまえばいいかなと思っているのですが、それも色々問題があるかと思えます。

それと定かではないのですが、高輪支所の前につくっている都立が、しばらくほったらかしてあったけど、最近工事が始まっています。あれは都立国際でいいのですか。

○**先端教育担当課長** 東京都に確認している、もともとあそこは新国際というプランを立てる予定だったので、方向性が右往左往しているようで、今は新たなスタイル教育校という名前、逆に何をやるか分からないコンセプトと聞いております。実際にいつ開校するかも具体的には

まだ分からないというのと、実は逆にそこの連携とかというものもどうですかと聞いたら、「可能性としてはゼロではないのですが、まだ中身が何も固まっていないので今の時点では答えかねる」ということが東京都からの回答でした。

○田谷委員 そうすると、高校の無償化という問題があります、だから中学校から入れたいという問題があります、それで一つ前の議題だった国際化という問題がありますというところを全部くっつけてしまうと、もう形が決まってしまうと思うのですよね。港区独特の国際的な中高一貫校みたいな形になって、僕はそれをやってもらったときに、国際化でいつも思うのですが、港区は81か国の大使館があるので、どうなのですか。大使館をばんばん巻き込んで、国際化だけではなくてそういうのに特化した中高一貫校でもいいと思うのです。先程言われたように英語に特化するのではなくて、ありとあらゆる81の、言語があるのか分からないのですが、あるので、そういうのも主流の学校にするのだったらという前提でしたら、私は非常に賛成で、ぜひとも実現していただきたいと思います。

ただ、時流に流された中高一貫校、無償化にかこつける中高一貫校だったら、余り大した意味がないのではないかなと。行かれない私立に行かれた方が、部活、昨今の高校野球もそうでしたけど。何で岐阜の高校がよかったかという、あれはもう9割岐阜県民で占めている。それ以外のところは、まず全部他府県勢ですから。東京の代表だからって西東京で集まっているだけではなくて、あちこちから来ているみたい。だから、そういう意味で言うと、本当に港区らしい中高一貫校をつくるには、今まで出てきた議題の内容を全部精査したところをつくるのだったらいいと思うし、だったら皆さんは非常に賛成されるのではないかと思うのですが。

○教育長 ありがとうございます。まだまだ議論したいのですが、最後に山内委員にまとめてもらって。

○山内委員 やはり大事なのが、本当に魅力的なものをどうつくるかなのです。一つは、さっき言われたように中高一貫の学校が周りに増えているということがあって。そうすると、では本当に普通のただの中高一貫では何も競争力もないし、魅力にはならない。だって、逆にいうともしかしたら今中高一貫が増えた結果、一番困っているのは高校の受験の間口が減ってしまったということかもしれないのです。そうすると、今度は高校で受けやすい学校。そこで魅力的なものをつくった方がいいかもしれないぐらいですよ。

ただ一方で、高校も今無償化が進むと、お金の面での障壁が小さくなったので、実は高校の選択肢も広がってくるというところに今あることをまず背景としては認識できるのが一つ。では、中高一貫でよりニーズに合ったものといっても、実は世の中の色々な私立の学校も生き残りをかけながらニーズに応じた内容をつくったり、あるいはそういう見せ方をしている学校が増えている訳ですよ。だから、それではない本当の特色のあるものをつくらなくてはいけないというところですよ。だから、先程のニーズにある項目だけを満たしてというのだったら、世の中どこでもあんなことは言っているので、そうではないものを本当につくらなくてはいけないというのがあると思います。

片方で、より魅力的なものをつくったときに、何が起るか。先程区立中の魅力が落ちているということをおっしゃっていたけれども、逆に、では区立中に行きたい人の中で新しい学校に行ける人と、そうではない人との変な格差をつくるようになってはいけない訳ですよ。だから、既存の区立中の魅力も高めながら新しい学校の魅力をどうやってつくっていくかというところは、やはり相当慎重に考えておかないと、結果としては、逆に区立中の中での、あるいは区立中に行った人の中での格差をつくるだけな話なので。そこを気をつけなくてはならないというのが、もう片方であるのではないかと思います。

○教育長 まとめていただきまして、ありがとうございます。

11 港区中学校海外修学旅行あり方検討委員会について

○教育長 次に、報告事項の第11「港区中学校海外修学旅行あり方検討委員会について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 「港区中学校海外修学旅行あり方検討委員会について」資料11を用いて簡単にご説明させていただきます。本日の午後なのですけれども、この後初めての港区中学校海外修学旅行のあり方検討委員会を開催する予定でございます。メンバーにつきましては昨年度と同様に学識経験者プラス中学校の校長と、また教育委員会の部長等で構成してございます。中身としましては、令和7年度の海外修学旅行の中間報告及び8年度に向けた改善方針等について検討いただく予定でございます。

資料はこちらです。かなり多いのですけれども、令和7年度、まだ前半の実施以降のアンケート結果としましては、簡単に説明させていただきますと、6年度から7年度の改善がうまくいったこともございまして、生徒、保護者、教員ともかなり肯定的な意見が多くございました。特に、保護者のアンケートとしましては、海外修学旅行が子どもにとって充実していた行事になったかということに関しましても、昨年度と比べて5%程上がっている状況でございました。また、今回旅行先として選定しているシンガポールにつきましても、かなり肯定的な意見が多くて、多様な文化を安全に体験できて教育効果も高いということを踏まえて、今回あり方検討委員会の中では8年度の旅行先としては引き続きシンガポールということを進める方向を進めることを検討していただく予定でございます。

また、令和8年度に関しましては、今年度の実施結果を踏まえまして、事前学習の強化であったりですとか、現地プログラムも、特に皆さんにせんだって説明させていただいたイングリッシュチャレンジですとか、そういったプログラムについてさらなる改善を図る予定ということで、中としては色々と報告させていただく予定でございます。

また、検討委員会の中でも夜間の連絡方法であったりですとか、今後はスマートフォンの教育課程での取扱いであったり、写真撮影の手段等についても色々とご意見を頂く予定で考えてございますので、本日の午後により方検討委員会を開催した後に、実は来週9月4日に区議会の海外修学旅行の特別委員会が開催されまして、そこでも私の方で報告させていただく予定でございます。

今後の後半戦の海外修学旅行も、9月以降始まっていく予定でございます。そこも前半で実施した改善点等を、例えば食事の部分で改善したりですとかというところで、今年度中に改善できる部分は改善して、後半校の実施につきましてもしっかりとやっていきたいと考えてございます。

すみません。簡単でございますが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 改善点などでも色々出ているようですが、積極的に「もうこんなのはやめた方がいいのではないか」みたいな、そういうご意見は出ているのですか。こういう理由で、もうやめた方がいいのではないのかと。

○先端教育担当課長 細かく見ると入っています。

○中村委員 どういうものがありますか。改善点で進まずに、改善などしない。「こんなのをやるくらいなら、もうやめてしまえ」みたいな、そんな意見ですか。こういうことは直した方がいいという、いわゆる継続が前提でのご意見なのか、「こんなことになるのだったら、もうこんなものはやる意味がないのではないか」と。そういう意見とかは出ているのですか。

○先端教育担当課長 中にはやはり公費負担のかかるところから考えると、色々とその部分は課題ではないかというご意見があったりというのはございました。

○教育長 具体的な理由でやめた方がいいというのはないでしょうか。

○先端教育担当課長 ないです。

○中村委員 公費負担というのは、要するにお金の問題ですか。

○先端教育担当課長 そうです。

○中村委員 全部港区が持つのは、やはり問題ではないかと、そういう意見ですか。

○先端教育担当課長 税金投入で、税金の投入方法として、みたいなところのご意見は、中にはあります。

○教育長 生徒からではないでしょう。

○先端教育担当課長 ではないです。

○教育長 今実際に行った生徒の中でそういう声があるのかというところ。それはないよね。

○先端教育担当課長 そこはないです。

○中村委員 それはないのですね。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、また検討委員会の状況も踏まえてお話をさせていただければと思います。

12 複線型授業の推進について

○教育長 次に、報告事項の第12「複線型授業の推進について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 次に、複線型授業の推進につきまして、資料12と、今から動画を流させていただきます。まず、複線型授業というものを委員の先生方に見ていただいて、どういうものか視覚で分かるように動画を作成しましたので、御覧いただければと思います。大体3分くらいです。

(動 画)

○先端教育担当課長 今動画でもありましたとおり、国でも進めるGIGAスクールを推進する取組の一貫として、区では今年度から特に力を入れて複線型授業を展開してございます。今動画にあるのが白金小学校で、自らが、自分たちで言っていること全て自然と言葉が出てきたところでございます。

港区では令和2年から1人1台タブレットということで、今年度、今年の10月に実際にタブレットの更新が行われる予定でございます。LTE端末、いわゆるWi-Fiにつながなくてもどこでも使えるということなので、教室、校外学習でも使えるものを導入するというので、さらに今年度力を入れて複線型というものをやっていくということでございます。また、ICT関係の今回の整備等、この複線型授業と組み合わせたスタイルを「MINATOスタイル」と名づけて、子どもたちの主体的な学びを支援するというのを進めてございます。

区内全ての小中学校でこれを進めていくことを宣言しているのは23区でも多分港区ということで、やはりで教員のレベル感みたいなのも、やはり教員自体によって複線型授業の指導方法もかなり変わってきてしまうので、その差をなくすように指導主事が各校に訪問して実際に支援するほか、今年度は複線型授業のチャレンジデーを各学校で各学期に1回ずつやってございます。そういったところで授業の質をしっかりと向上させるということをしつかりやりながら、子どもたちの個別最適な学びと共同的な学びを一体的に充実していくために、複線型授業を進めていきたいと考えているところでございます。

複線型授業の中身はどういったものかは、今回資料12でリーフレットを配らせていただきましたので、動画とあわせてこちらを見ていただくことで、生徒、あと教師、そして保護者の方の理解を進める形で情報発信をしつかりやっていきたいと考えてございます。

すみません。説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。では、これも山内委員に口火を切っていただきます。

○山内委員 これの趣旨自体は、私はいいと思っておりますが、大事なのはやはり基礎固めの部分がそれぞれの教科のある学年とかあるタイミングでは必要で、そこができないままこれだけが行くと、みんな楽しくやっている気にはなっているのだけれども、実はこぼれ落ちてしまうという生徒が出てくる可能性があるんで、そこは気をつけた方がいいだろうというのが一つです。

もう一つは、やはりさっき言われたようにアナログとの併用が重要なのだと思います。今まで色々な学校を見学させていただいてもタブレットを使っている場面をいっぱい見てきましたが、本当に思考がそこで深まっているのか。それよりは作業することに頭と時間が取られているのではないかという印象を持つことは結構あるので、私はまだそこまでタブレットを使いながら思考が深まっている教育ができていないとは思っていないところがあって、そこはもっとしつかり考えていかなくてはいけないのではないかというのが一つ。

もう一つは、やはりこれはある意味で港区だからこそこできるというところがあるのかもしれない。つまり、さっき言った基礎的な力とかを、生徒の多くがおそらく学習塾に行ったりして補えている

からこそ、学校ではああいう時間がより持てるというところがあるのかもしれない。そういう中で言うと、全国のモデルというよりは港区という環境だからこそというところもあるのかなと思って見っていますが、いかがなものでしょうかというところです。

○教育長 ありがとうございます。

○鈴木委員 今非常に勉強になる言葉を頂戴しましたけれども、やはり塾に行っていない子とか、学力が余りよくない子のフォローが非常に重要だなと思っておりまして、どこでもつなげるということなので、場合によってはY o u T u b eに走ってしまうとか、先生が見ていないからサボる方法を得てしまうというお子さんもたくさん出てきてしまうのではないかなというのだけを懸念していて、複線型授業自体は先生がちゃんとコントロールできていたら素晴らしいと正直私は見えていますけれども、やはりこぼれてしまう部分。自分で遊んでしまう子は、分からないから結局遊んでしまう。面白かったらどんどん探求が進んでいくと思うのですけれども、やはりそういった子のフォロー態勢をしっかりしていただけると、いい成功例にはなるのではないかなとは思っています。

○教育長 ありがとうございます。

○中村委員 私もいまいち複線型事業が、港区でどういうことを授業でやっているのか。学校によく訪問で行ったりして見ている、自分でも余りイメージ的によく分かっていなかったのですが、今の説明と、それから今の動画を見させてもらって、「ああなるほどな」と思って。この方向性の授業をやることについては全く異議はないのですが、いわゆる環境面の整備という面で、そういう面をうまく使いながら授業を進めていく。ただ、環境面の整備等も頼ってしまうというか、むしろ主と従が逆になるようなことだけはやめてほしいという気がします。

今いわゆるタブレット教育についても限界があるのではないかと、逆行する動きがよく新聞報道でされていますよね。確かに私も興味を持ってそういう新聞報道を見ているのですが、やはりもともとのいわゆる古来やられてきた授業のいいところは確かにある訳ですから、まさにそれで補えない部分は、やり方はこういう複線型事業でできるのでしょうか、やはりその部分を環境面に頼らないように、そこは注意してやってほしいと思いました。

○教育長 ありがとうございます。

○田谷委員 私も今V T Rで出た白金小学校のシーンを先日見てきましたけれども、見た限りでは授業をやっている先生方も、子どもたちも非常によくできている。それこそ1人でやっている子もいたし、複数でやっている子もいたし、先生とやっている子も。今のV T Rのとおりだったのですが、ただまだ始まったばかりですので今後も色々検証していただいて、それでやはりその中でいいところだけを抽出していく。また、僕はこれは実験段階だと思っておりますので、先生方にはご苦労が多いと思いますけれども、どんどんそういう実験を重ねてよりよい方向に持っていったら、本当の意味の「MINATOスタイル」になるのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○中村委員 あと1点。教員側からの話なのですが、やはりこれは教員の実力差が相当出てくると思うのです。だから、得意な先生はどんどんやっ払いこうと思うのですが、やはり苦手な先生はどうしてもやらないというか消極的になりがちで、結局やる先生とやらない先生で、生徒たちもそういう先生から教えてもらう子と教えてもらえない子が出てくる訳ですから、やはりそういう教員間の複線型授業を進めていくときのいわゆるテクニック、ノウハウ。そういうものをできるだけ教員の間で共有する。研修とかなのでしょうけど、そういうところはしっかりやってほしいと思いました。

○教育長 ありがとうございます。まだまだご意見は多くあるかと思いますが、今回あえて順番を変えて、特に後半の四つの報告についてはしっかりと皆さんの意見をお聞きしました。改めてこの部分についてはお話ししたいことがまだあれば、担当課長に直接お話ししていただいて、次回以降またここでできる部分もあろうかと思います。どうぞよろしくお願ひ申したいと思ひます。この報告については、以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 その他、何かございますでしょうか。

○先端教育担当課長 今、紙をお配りさせていただいたのですけれども、先週、その前と海外派遣事業の事後研修報告会を今度実施させていただきます。その資料を1枚お配りさせていただいたのと、あと小学校、中学校の派遣団の様子と実際の行程につきましても今回参考に配らせていただきましたので、後程ご確認いただければと思ひます。

私は中学校で、教育長が小学校と一緒に行かれたのですけれども、彼ら子どもたちは行って帰ってくる時の顔が全く変わってきたなというところで、一応事業としてはかなり成功で、子どもたちにとっても非常によかったということをお聞きいたします。その発表の成果を海外報告会でも、今ちゃんと準備しておりますので、ぜひ、当日を楽しみにしていただければと思ひます。

○教育長 どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。他はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、予定していた報告事項は全て終了しました。これをおもちまして閉会といたします。次回は、来月9月11日木曜日午前。これは参集で行いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員